

佐賀県美しい景観づくり基本計画 改訂版

令和3年3月

目 次

はじめに	1
第1章 佐賀県の景観づくり	6
1 - 1 . 佐賀県の景観とは	6
1 - 2 . 佐賀県の景観づくり	8
第2章 佐賀県の景観構造	12
2 - 1 . 佐賀県の景観構造	12
第3章 景観づくりの課題	15
3 - 1 . 景観類型別の課題	15
3 - 2 . 景観づくりを行う上での課題	21
第4章 景観づくりの主体と役割、行動方針	22
4 - 1 . 県民及びC S Oの行動方針	22
4 - 2 . 事業者の行動方針	23
4 - 3 . 行政（市町、県）の行動方針	24
第5章 景観づくりの推進事業（県の取組み）	25
5 - 1 . 事業の体系	25
5 - 2 . 事業の具体的内容	26
5 - 3 . 取組の検証、評価、見直し、公表	39
第6章 推進スケジュール	40
6 - 1 . 推進体制	40
6 - 2 . 推進スケジュール	41
参考資料	
（1）佐賀県美しい景観づくり審議会委員名簿	43
（2）佐賀県美しい景観づくり条例	44
（3）佐賀県屋外広告物条例	46
（4）「22世紀に残す佐賀県遺産」制度要綱	58
（5）佐賀県公共事業景観形成指針	60
（7）佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度	62

はじめに

(1) 基本計画策定の目的

私たちのふるさと佐賀県は、趣の異なる二つの海、県中央部のなだらかな山々、肥沃な平野等、豊かな自然や地形に恵まれ、先人たちは、日々の暮らしの営みの中で、また大陸との交流により、多様で個性的なまちなみなどを創造して後世に引き継いできました。

今に受け継がれたこのような自然や歴史的なまちなみなどは、おだやかで風情があり、佐賀県らしい美しい景観として、私たちに心地よさやなつかしさを感じさせているところです。

県民共通の財産であるこのような「佐賀県の美しい景観」を次世代に残し、地域づくりに活かすことにより、佐賀県への誇りと郷土愛を育み、定住促進や交流人口の拡大を図ることができます。本県では、「佐賀県美しい景観づくり基本方針」(以下「基本方針」といいます。)を、平成17年3月に決めました。基本方針は“景観づくりの共通目標や方向性”を示し、“県民・CSO^()、事業者、行政が連携して推進するための枠組み”などを位置づけ、本県の景観づくりの基本的な考え方を示しています。

基本計画は、この基本方針に基づき、景観づくりを推進する方策を具体化し、「県の景観づくりの基本施策を提示すること」を目的とし、平成19年3月に策定しました。

なお、平成21年3月、平成25年3月及び令和3年3月に改訂をしています。

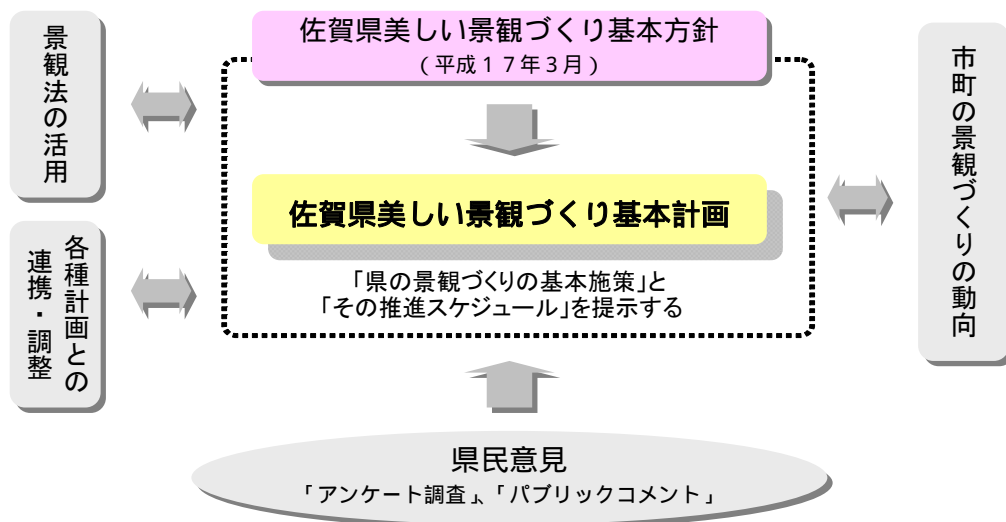
(2) 基本計画の役割

佐賀県美しい景観づくり基本計画(以下「基本計画」といいます。)は、広域的な観点から県土全体を対象に、「県の景観づくりの基本施策」と「その推進スケジュール」を示したものです。

景観施策は、景観法の活用をはじめ、他の各種計画と連携、調整して展開していきます。また、施策の実施にあたっては、県民・CSO、事業者、市町が取り組む景観づくりと連携、協働し総合的かつ計画的に推進していきます。

このため、県民アンケート調査、パブリックコメント、市町アンケート調査等の実施を通じて、県民、市町の意見を反映した基本計画としています。

(注) CSOとは：Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体(以上、志縁組織)に限らず、自治会、老人会、PTAといった組織・団体(以上、地縁組織)も含めて佐賀県では「CSO」と呼称しています。



(3) 景観に関する近年の動向とこれまでの取り組み

国における景観行政の動き

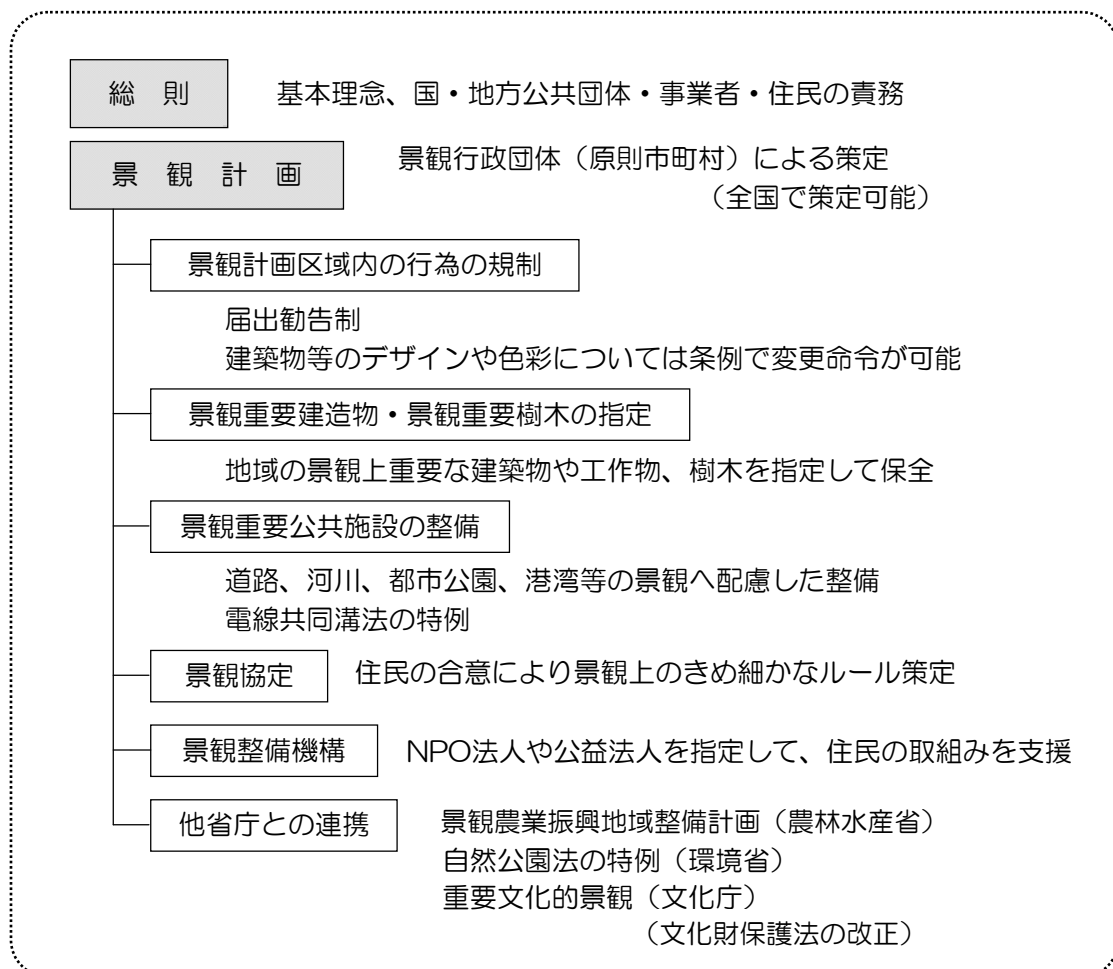
- 「美しい国づくり政策大綱」策定（平成15年7月）

国においては、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に、「美しい国づくり政策大綱」が策定されました。

- 「景観法」制定（平成16年6月）

「美しい国づくり政策大綱」に基づき、景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」が制定されました。

景観法は、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明らかにしています。また、実行法として、景観形成のための行為規制を行う仕組み等を備え、地方公共団体が景観形成への取り組みを行うための基盤が整備されました。平成23年には景観法の改正が行われ、国において地域の自主性及び自立性を尊重した推進が図られています。平成30年度には、景観法及び地域における歴史的風致及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」といいます。）の政策レビューが行われています。



景観法の体系（景観地区については省略）

県の取組み

県では平成17年3月に「佐賀県美しい景観づくり基本方針」を策定し、県民・ＣＳＯ、事業者、行政が連携しながら「佐賀の美しい景観づくり」を総合的かつ計画的に推進するための方針を定めました。

また、平成20年3月に「佐賀県美しい景観づくり条例」(43p 参照)を制定し、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、景観づくりの基本となる事項を定めました。

本計画を、「佐賀県美しい景観づくり条例第7条」に基づく基本計画とし、今後変更を要する場合には、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴き、取組み内容の検証、評価、見直し並びに公表を行いながら、永続的に景観づくりを推進していきます。

景観づくりを推進するための方策として、佐賀県遺産の認定と支援、景観づくりに関する研修会やワークショップなどを実施しています。

佐賀県遺産の認定箇所（58件） 令和3年3月末



シチメンソウ群生地（佐賀市）



多久市西溪公園寒鷺亭（多久市）

市町の取組み

県内の市町では令和3年3月現在で9市町が景観行政団体に移行しています。

景観行政団体は、景観計画の策定による行為の規制等を行うことができます。

また、平成20年に制定された歴史まちづくり法を活用し、歴史的風致を活かしたまちづくりを行う市町もあります。

市町の景観に関する取組み

景観条例	○佐賀市景観条例（H24.4施行） ・鹿島市歴史的景観条例（H15.12施行） ・有田町都市景観条例（H元.12制定） ・吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3施行） ・神埼市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3施行） ・嬉野市伝統建造物群保存地区保存条例（H17.4施行） ○嬉野市景観条例（H25.4施行） ○唐津市景観まちづくり条例（H20.4施行）（変更H29.3施行） ○武雄市景観条例（H20.7施行）
景観行政団体	・佐賀市（H17.6） ・唐津市（H18.1） ・小城市（H21.8） ・みやき町（R1.11） ・伊万里市（R2.5） ・嬉野市（H17.12） ・武雄市（H18.8） ・多久市（H23.3） ・鹿島市（R2.2）
景観計画	・唐津市景観計画（H20.4施行、H29.3変更、R2.6変更） ・武雄市景観計画（H20.7施行） ・佐賀市景観計画（H19.3策定、H24.1変更、H24.4施行） ・嬉野市景観計画（H25.4施行） ・みやき町景観計画（R2.4施行）
景観協定	・唐津市：あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定（H22.7） ・佐賀市：兵庫町藤木西地区景観協定（H27.8）
景観重要建造物	・唐津市：唐津城天守閣、旧中尾家住宅、旧唐津銀行本店本館（H23.1）
景観重要公共施設	・唐津市：城内地区・曳山通り地区内の道路・河川・公園（R2.6）
歴史的風致維持向上計画	・佐賀市歴史的風致維持向上計画（H24.2認定） ・基山町歴史的風致維持向上計画（H31.1認定） ・鹿島市歴史的風致維持向上計画（H31.3認定）
その他	・佐賀都市計画高度地区（城内地区）（H14.9施行） ・唐津都市計画高度地区（城内地区）（H17.3施行）



景観行政団体・景観条例取組み状況

第1章 佐賀県の景観づくり

1-1 佐賀県の景観とは

(1) 「景観」とは

「景観」は、山並みや海岸線、まちなみがそこにあるから景観ではなく、“人”が感じ、意識して、はじめて景観となります。

また、山並みや海岸、田畑、里山、寺社、地域行事などの中で暮らす県民の営みそのものが現れたものが「景観」と言えます。

今、私たちが目にすることのできる「景観」は、かけがえのない自然の恵みであり、その中で先人達が営々と繰り返してきた暮らしの中で生み出し、不断の努力によって育んできたもののなのです。



県民が意識している佐賀県の景観

(2) 佐賀県の美しい景観とは

私たちのふるさと佐賀県は、北は風光明媚な玄界灘、南は広大な干潟を擁した有明海という、趣の異なる二つの海に面しており、内陸部は1,000m級のなだらかな脊振山系や天山山系の山々が、その裾野には肥沃な平野が広がっています。また、自然や地形を繋ぎ、景観としての統一感を持たせている川やクリークが海に流れ、平野に広がる田園や山あいにあふれる緑があります。

このような環境のもと、先人達は自然に抱かれた暮らしの中から、多様で個性的な歴史や文化、産業やまちなみを創造し、これらを後世に伝えてきました。このため、県内には、歴史公園として整備された吉野ヶ里遺跡をはじめ、干拓により広げられた農地、長崎街道の歴史的なまちなみ、有田、伊万里など伝統産業のまちなみ、城下町や温泉町のまちなみなど様々な景観を有しています。

それらを踏まえて、佐賀県の美しい景観とは、

- ・ 山、川、海などの自然と、田畑やクリーク、家並みなど人間が作り上げたものがバランスよく調和し、
 - ・ 大陸との交流等で培われた歴史や風土など佐賀県の個性と魅力を感じさせ、また、それに接する人が心地よく感じる、
- 自然空間及び生活文化空間を言うこととします。

◆Topics 佐賀の治水利水に貢献した成富兵庫茂安

網の目のように広がるクリークは佐賀平野独特の風景といえる。佐賀平野では農業用の水が不足するため、少ない水をためてくりかえし使えるよう、クリークがたくさん作られた。しかしながら、水路が十分に整備されていなかった時代は、水の確保が課題であった。

成富兵庫茂安は、1,560 年に現在の佐賀市鍋島町に生まれ、堤防、井樋、用水路、ため池など 100 数カ所の事業に携わり、治水の神様と呼ばれた。川やクリーク、池等を巧妙に結び付け、平野全体で治水、利水、排水を行った。このため、当時の佐賀藩では水の争いが少なかったといわれる。茂安が作った施設は現在まで使われているものもあり、安全な暮らしを支え、豊かな農地をつくった。

地域の人とともに働いた茂安は人々に親しまれ、茂安の名前にちなんだ祭りや地名（北茂安町、兵庫町等）が今でも残っている。



現在の石井樋周辺

佐賀市大和町の「石井樋」は、嘉瀬川の洪水防止と佐賀城下の生活用水や農業用水を確保するためにつくられた。日本最古の取水施設として、整備・保存されている。

(写真提供:武雄河川工事事務所)



吉野ヶ里町では、夏に水不足となっていた田手川に水を流すために「蛤水道」がつけられた。現在でも茂安への感謝の祭りが行われている。

1 - 2 . 佐賀県の景観づくり

(1) 景観づくりの基本理念

先人達から受け継いだ美しい景観を、これからも育み、より良いものとして次世代へ引き継ぐため、次に示す基本理念を掲げて景観づくりに取り組みます。

- ◆県民・CSO、事業者と行政が連携し、県内の美しい景観を資産として将来にわたって守り育て、活用していくことにより、ふるさと佐賀県への誇りと郷土愛を育む。
- ◆美しい景観づくりを通じて、県民の地域コミュニティの更なる形成を図り、生活空間をより豊かなものとして、定住促進に寄与するとともに、観光資源としての魅力を高めて、交流人口の拡大を図る。

(2) 景観づくりとは

景観づくりとは、

長い歴史の中で先人達が守り、育ててきた美しいと感じる景観を「保全・育成」すること

既に失われてしまった美しい景観を取り戻すため「再生」すること

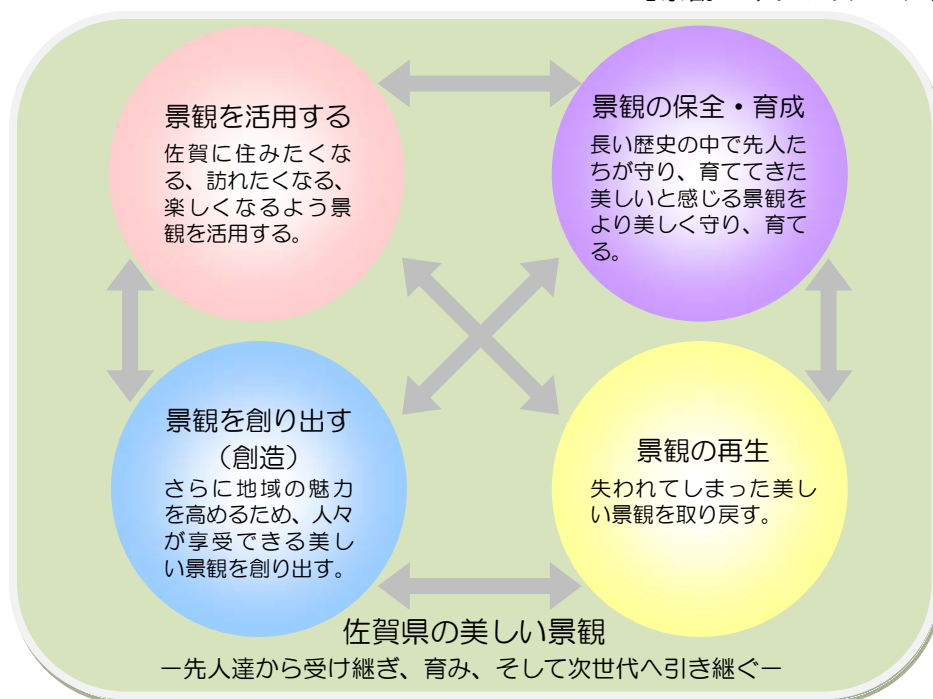
地域の魅力を高めるため、人々が享受できる美しい景観を「創り出す（創造）」こと

住んでいる人、まちを訪れる人が楽しくなるように景観を「活用」すること

です。

そして、景観づくりは、「保全・育成」、「再生」、「創造」、「活用」に永続的に取り組む必要があります。

【景観づくりのイメージ】



(3) 景観づくりの基本方向

先の基本理念に基づき、景観づくりの基本方向を次のとおりとします。

美しく豊かな自然や地形と調和した景観づくり

本県の景観の基盤であり特徴となっているのは、有明海と玄海灘という趣の異なる二つの海、県中央部のなだらかな山々、肥沃な平野など、美しく豊かな自然や地形です。

玄海灘は、虹の松原や七ツ釜などの景勝地を有した玄海国定公園として、また黒髪山をはじめ多良岳から脊振山系の山々は、県立自然公園として指定されており、将来にわたってこのすばらしい自然景観を保護するとともに、県民の安らぎの場として利活用を進めます。

本県の自然や地形を繋ぎ、県全体の景観として統一性を持たせているのは、山から川へと流れ循環する豊かな水であり、また、田畑や山あいにあふれる緑です。わが国の原風景ともいふべき穏やかで風情のある、水と緑にあふれる自然と地形を大切に守り、これらと調和した景観づくりを行います。



玄海国定公園（七ツ釜）



平野に広がる田園

歴史、文化の継承と創造による景観づくり

本県は地理的に朝鮮半島や中国大陆に近く、歴史や文化に大きな影響を与えました。

各地に残る遺跡、神社仏閣、歴史的なまちなみ、陶磁器、伝統工芸、芸能などは地域の個性や誇りとなり、守り育てられてきました。往時の原風景を想像させる吉野ヶ里遺跡は、歴史公園として整備され、また、旧長崎街道等のまちなみは、歴史的雰囲気を残しながら、まちづくりに活用される等、各地で多様な景観が創造されています。こうした歴史や文化を継承し、創意工夫を行いながら景観づくりを行います。



吉野ヶ里遺跡



天衝舞浮立

快適な都市や農山漁村の景観づくり

県内では、多くの市街地の周囲で農山漁村の風景を見ることができ、県民にとって身近な風景となっています。

身近な生活の場としての都市や農山漁村を、そこで人々が積み重ねた生活や文化などの風景を生かし、誇りを持てるような快適で魅力的な空間とします。また、来訪者に心地よさを感じさせ、交流の促進や定住人口の増加につながるような景観づくりを行います。



呼子の朝市（唐津市）

地域コミュニティの更なる形成に通ずる景観づくり
景観づくりは、住民参加で取り組むべき共同作業であり、その作業は、様々な議論や合意を経て共通の意思を見出していく過程ととらえられます。

県民、事業者及び行政が連携して、美しい景観づくりを進めていく過程の中で、地域の連帯感を醸成し、地域コミュニティの更なる形成を図ります。

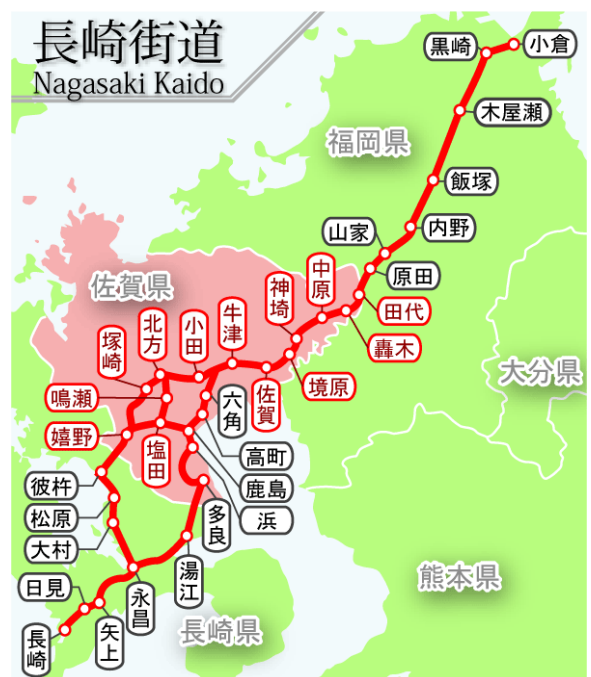


ななうらの里オレンジロードのんびりウォーク
（鹿島市）

◆Topics 海外の文化を広めた長崎街道

長崎街道は、江戸時代に整備された脇街道のひとつで、九州地方第一の幹線道路だった。小倉を基点に長崎へと至る道で、25の宿場が置かれていた。当時は長崎が外国との唯一の窓口であり、多くの物資や情報が伝達された。

砂糖や外国由来の菓子も多く流入し、街道沿いの地域には独特の食文化が開いた。砂糖文化を広めたシュガーロードと呼ばれる、日本遺産にも認定されている。県内にも宿場町をはじめ、当時の長崎街道をしのばせる風景や文化が残されている。



（画像提供：佐賀国道事務所）

(4) 景観づくりに期待すること

「保全・育成」、「再生」、「創造」、「活用」の永続的な景観づくりを通して、次の4つの豊かさ(価値)を共有できるようになります。

人の美しい心が育めます

景観に関心をもち、美しい景観の中で生活することは、一人ひとりの感性を高め、自然や歴史文化資産などを大切にする気持ち、生き物へのいたわりの気持ち、人や地域とのつながりを尊重する気持ちなどの美しい心を育みます。

美しい山並み、海岸線、歴史を感じる建造物、伝統行事など、人が意識する景観は、美しさを知る生きた教科書です。美しい景観づくりを通じて、県民の美しい心を育みます。

健やかで快適な地域生活の創造につながります

景観づくりは、庭先の清掃や花壇づくりなど身近な取組みから、地域が連携して協力し、地域資産を活かしていく、成果の見える楽しい地域づくりです。

そのことで得られる達成感や爽快感は、健やかな精神や元気(活力)を生みます。また、周辺環境を美しく魅力あるものにしていくことや、その活動によるコミュニティ形成は、健やかで快適な地域生活の創造にもつながり、ひいては治安の維持にも大きく貢献します。

ふるさと佐賀県の景観に誇りを持つようになります

景観づくりは、地域の魅力を再発見したり、地域の歴史文化を再確認したりすることです。このことにより、景観を見る目が養われ、佐賀県の景観を大事にしたいという心を育みます。

そして、県民一人ひとりが、佐賀県の景観に誇りを持つようになり、また、県外の人々にも、佐賀の美しい景観を紹介できるようになります。

住む人、訪れる人が増えて地域が元気になります

景観づくりは暮らしやすい環境づくりでもあり、美しい景観は、そこに暮らす人々に安らぎを与えてくれます。機能性や合理性を越えた快適性を求めて住む人々が増えれば、地域の評価もあがり、ポテンシャルが高まります。

また、美しい景観を求めてたくさんの人が訪れる効果も期待でき、人々が交流することで、文化、産業、経済が活性化します。

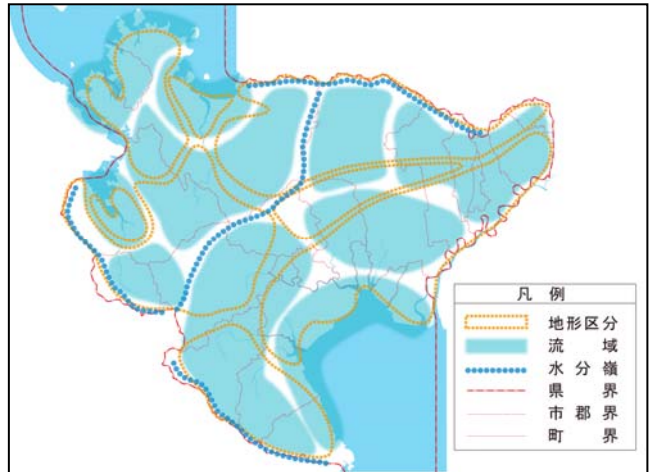
第2章 佐賀県の景観構造

2-1 佐賀県の景観構造

佐賀県では11の地域区分（ゾーン）に、個性豊かな8つの都市景観が点在し、それらが10の景観軸で結ばれており、そして、大きく3つの景観圏域を形成しています。

（1）地域区分（ゾーン）

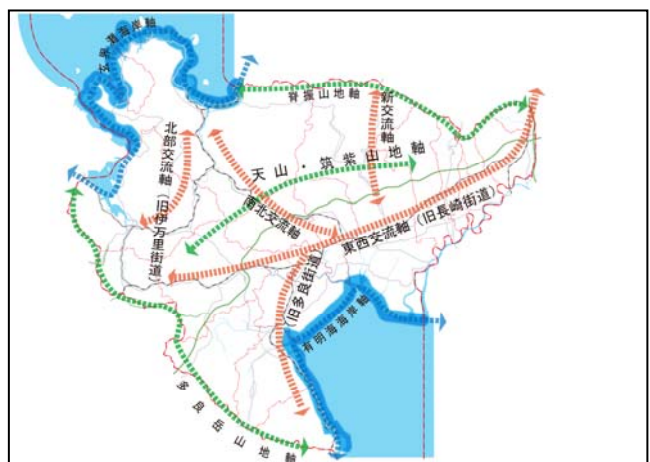
地形、気候、植生、水環境など自然条件により11の地域（ゾーン）に区分されます。地形は、山地、丘陵地、台地、平野など多様であり、2つの湾（唐津湾、伊万里湾）と表情の異なる2つの海岸線（玄界灘、有明海）をもっています。



（2）景観軸

県土全体の枠組みとなるような、東西、南北に連なる山並みのスカイラインと全く異なる表情をもった玄界灘と有明海の海岸線が重要な景観軸となっています。

また、旧街道である長崎街道、多良海道をはじめ、古代から大陸との交易を中心に栄えた唐津 - 伊万里ラインなどは、鉄道や主要な道路として現在も往来の中心となっており、地域の景観を連携する軸として重要な役割を果たしています。



(3) 主要都市景観

主要な都市である6都市（佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市）と産業や歴史、文化に特性のある2都市（嬉野市、有田町）では、個性豊かな都市景観が形成されています。

（注）ここでいう「主要な都市」は、
県内の二次生活圏中心都市
（（財）地域開発研究所編「地方生活圏要覧」より）をいう。



(4) 景観圏域

景観のまとまりとしては、3つの景観圏域を形成しています。有明海沿岸域は、連続する田園景観と、その背後の緩やかな山並みに囲まれた東西方向に長い大きな景観圏域を形成しています。また、唐津湾、伊万里湾を中心とした地域では、海岸と市街地、周囲の山並みで構成された、それぞれ独立した景観圏域を形成しています。



(5) 景観構造

佐賀県の広域的な景観の特性を示す地域区分（ゾーン）、景観軸、主要都市景観、景観圏域を重ね合わせて景観構造を示すと次図のようになります。

第3章 景観づくりの課題

3-1 景観類型別の課題

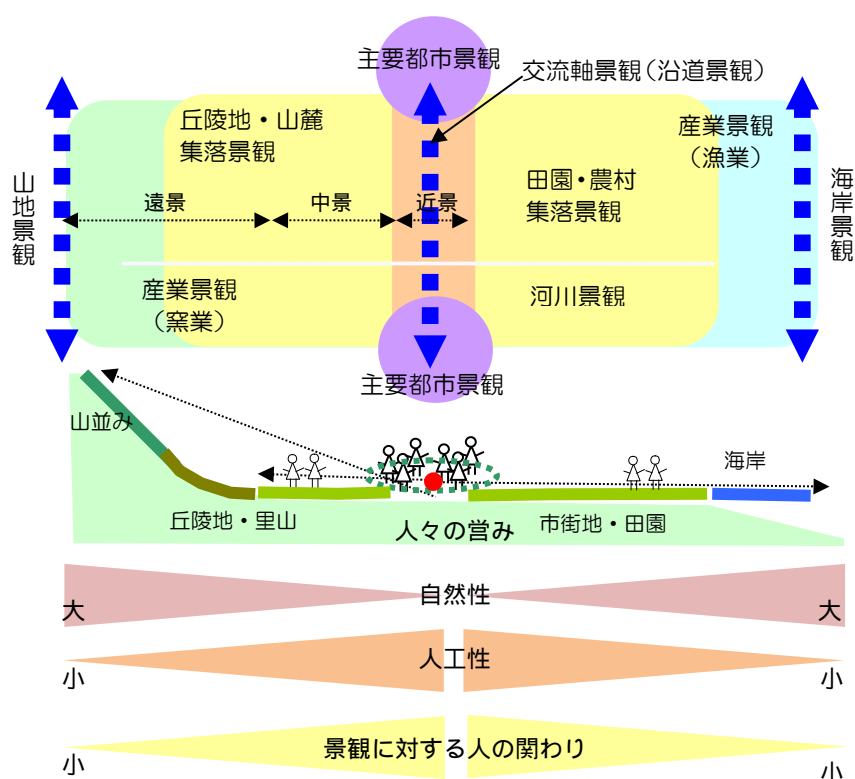
(1) 景観構造の特性と課題

佐賀県の景観は、11のゾーン、8つの都市景観、10の景観軸で構成され、概ね3つの景観圏域を形成しています。

3つの景観圏域の断面は、海岸、市街地（平野）、里山、山地で構成されています。その中心には、古くから交流軸として発達した街道（道路、鉄道軸）があり、山地、海岸へと向かうにつれて自然性が大きくなっていきます。

佐賀県の景観を構成する要素は、“自然領域”として山地景観、河川景観、海岸景観、“自然と人の共生領域”として、田園・農村集落景観、産業景観、丘陵地・山麓集落景観、“人の積極的な活動領域”として主要都市景観、交流軸景観の3領域、8類型に分類することができます。

これらの3つの領域のうち、とくに自然と人の共生領域、人の積極的な活動領域では、地域の祭り、芸能、風習や習慣など、そこで生きる人々の生業が時間、季節とともに変化する生きた景観を創りだしています。類型別に景観特性と主な課題を整理します。



佐賀県の景観構造の特性

(2) 自然領域の景観特性と課題

山地景観の特性と課題

天山、脊振山、経ヶ岳、多良岳などは、本県のシンボル、ランドマークとなっており、その山並みは、県内各地域の広域的な景観の背景として豊かな自然景観となっています。

県民からも、これらの山並みは、良い景観、美しい景観として最も支持されています。

山地のほとんどは、県立自然公園に指定され、緑地の保全、利用について規制が設けられています。しかし、区域外では、採土場、宅地開発、大規模太陽光発電施設などにより、緑が失われ、景観が悪化してきているところもあります。景観の視点から緑地の保全、維持について検討していく必要があります。



背景となる山並み

河川景観の特性と課題

有明海に流れる筑後川、城原川、巨勢川、嘉瀬川、六角川、塩田川、唐津湾に流れる厳木川、松浦川、伊万里湾に流れる有田川は、県を代表する河川です。これらの河川の上流部では、まだ多くの自然の生態とともに、周囲の山々の緑と一体となった自然の峡谷の景観を残しています。

県民からは、良い景観、美しい景観として支持をされる一方で、悪い景観、景観を悪くしているものとしても指摘されています。人工的に整備された河川護岸や河川構造物が自然景観を阻害している他、ゴミや雑草などの維持管理などが課題となっています。

潤いややすらぎを感じる美しい河川景観を維持するために、公共事業における景観への配慮をはじめ、維持管理の仕組みなどについて検討していく必要があります。



自然の渓谷美



河川構造物

海岸景観の特性と課題

内海の有明海沿岸には、佐賀らしさを創出している広大な干潟の景観があります。河口付近の漁港は、のどかな景観とともに、多く船の出入りにより多様に変化する景観も創出しています。

一方、外海の玄界灘沿岸の海岸線は、出入りの変化に富んだリアス式海岸で、海蝕洞や岬など景勝地が多くあります。また、松浦川と玉島川との間には特別名勝にも指定されている「虹の松原」があり、美しい白砂青松の弧を描いています。

県民からは、有明海や玄界灘に面した地域において良い景観、美しい景観として、とても高い支持を受けています。一方で、海岸においては、漂着したゴミや人工的に整備された護岸、洋上風力発電施設等が自然景観に影響を及ぼすことがあり、景観への配慮が課題となっています。

佐賀らしさを代表する景観として、海岸景観の保全・育成について検討していく必要があります。



有明海の干潟景観



虹の松原

(3) 人と自然の共生領域

田園・農村集落景観の特性と課題

有明海に面した地域には、平坦で広大な佐賀平野が広がっています。平野を中心に農村集落が点在し、大小多数のクリークのある独特の田園景観となっています。

また、条里の跡や昔の干拓堤防など多くの歴史的・土木的な遺跡や遺構などが散在しています。

地域の伝統的な行事には、農業や水に関連したものが多く見られ、季節を知らせる風物詩となっています。

田園や農村集落の景観は、良い景観、美しい景観、佐賀県らしいのどかな景観として支持されていますが、近年はカントリーエレベーター等の大規模施設の建設や新しい住宅地の開発が進み、景観が変化してきています。また、後継者不足などにより耕作放棄地の増加や、地域行事の実施が難しくなりつつあります。

田園や農村集落の景観は、佐賀県の景観を形づくる貴重な景観資源であるため、田畑の維持、集落景観の保全、育成について検討していく必要があります。



田園景観（佐賀平野）



天衝舞浮立

産業景観（窯業、漁業）の特性と課題

本県を代表する産業景観として、窯業、漁業の景観があります。

三方を山に囲まれた大川内山地区（伊万里市）は、佐賀藩の御用窯だった地域で、国の史跡に指定されています。また、陶磁器生産の拡大に伴い江戸初期に形成され有田内山地区（有田町 伝統的建造物群保存地区）は、現在も歴史的なまちなみを残しています。このため、有田町は県内でも先行して景観づくりに取り組まれた地域ですが、伝統的な建造物の維持修繕、継続的な取組み、空き家対策などが課題となっています。

漁業景観としては、有明海での整然と並ぶ海苔ひびや干潟での漁業、川を上ったところにある漁港の景観などが特徴的です。

玄界灘では漁獲量が多く、呼子の朝市など港町のにぎわいのある景観も創り出しています。これらの景観は、沿岸地域の人から良い景観、美しい景観として高い支持を受けており、地域住民の誇りとなっています。

産業景観は、人々の暮らしと一体となった生きた景観であるため、産業振興、地域活性化の視点も含め、持続的な景観保全、育成について検討していく必要があります。



窯業の景観（伊万里市）



伝統的建造物群保存地区（有田町）



港の景観（唐津市）

丘陵地、山麓集落景観の特性と課題

上場台地などの丘陵地、多良岳、天山・筑紫山地の山麓部では、美しい里山の景観が形成されています。丘陵地、山麓集落には、茶畑やミカンなどの果樹園、棚田など、人と自然との共生によりつくられた景観がたくさんあります。

県民からは、良い景観、美しい景観として「里山や林」、「田畑や果樹園」が高い支持を得ていますが、後継者不足等による維持管理の課題が大きくなっています。

維持管理のしくみ、後継者の育成なども含めて景観の保全、育成について検討していく必要があります。

(4) 人の積極的な活動領域

主要都市景観の特性と課題

長崎街道や唐津街道などの交流軸上やその結節点を中心に、個性のあるまちが形成されてきました。

古代から肥前の国の行政府（肥前国庁）長崎街道の面影を伝える佐賀市をはじめ、大陸との貿易で栄えた唐津市や伊万里市、陶器の生産で栄えた有田町、長崎街道多良往還（多良海道）の宿場町などで栄えた肥前浜宿がある鹿島市、古くから温泉のまちとして栄えた嬉野市や武雄市など、それぞれの特色があります。

県民からは、都市化が進む佐賀市や鳥栖市などにおいて、良い景観、美しい景観の要素として、公園や広場、並木や樹木が支持される一方で、悪い景観、景観を悪くしているものとして、駅や駅前広場、商業施設、近代的な建物などがあげられています。

また、唐津くんちなどの伝統行事をはじめ、桜まつり、陶器市、雛祭りなど地域に根ざした行事が、良い景観をつくっている要素として認識されています。

これらの都市は、人々が多く集まる景観の拠点として、歴史、地形、産業、地域行事などの特性を活かした景観づくりに取り組む必要があります。例えば、各都市の景観を象徴する歴史的なまちなみや建造物、樹木の保全が必要です。

しかし、景観資源として気づかれていないなど、景観への関心が低いことや、景観づくりを支援する仕組



蕨野の棚田（唐津市）



江里山の棚田（小城市）



うれしのあったかまつり（嬉野市）



肥前浜宿（鹿島市）

みの不足などの課題があります。

それぞれの地域の景観資源を発掘、保全、活用し、地域ごとに景観づくりを進める必要があります。

交流軸（沿道）景観の特性と課題

古くは外国との唯一の玄関であった長崎を起点とする長崎街道が、現在では西九州をつなぐ長崎自動車道やＪＲ長崎本線により東西の交流軸を形成しています。また、唐津市や伊万里市と県内各地の都市を結ぶ南北の交流軸が形成されています。

これらの交流軸では、県民をはじめ佐賀を訪れる人々が本県の景観と接する視点場、眺望の場となっています。

県民からは、幹線道路沿道の商業施設や、その広告看板類が景観を悪くしている要素として指摘されています。

沿道のまちなみや広告による近景、その後背の田園農村景観、里山景観による中景、さらに遠景となる山並みや海辺の景観の重なりが、佐賀県らしい景観を構成しています。その中で、特に近景のまちなみは、景観としての美しさを創造するとともに、中景、遠景の眺望を妨げたり、障害したりすることがないように創造していくことが必要となります。



有田陶器市（有田町）

3 - 2 . 景観づくりを行う上での課題

(1) 県民の景観づくりの課題

県民アンケートの結果から、県民が景観づくりに取り組む上での問題として、次の２点があげられます。

- 景観に関する情報、周知が不足している。
- 景観づくりに関する仕組み、体制が未整備である。

県民の景観に対する関心は高いが、県が実施している景観施策が認知されていないなど、景観に関する情報の不足や周知が十分ではありません。また、行政や事業者と連携できるしくみやリーダーの不在、景観づくりに関するノウハウの不足など、景観づくりに取り組む際のしくみや体制が十分でないといえます。

現在、県民の景観への関わり方としては、庭先や田畑の適切な管理、道路や公園の清掃、管理などが主流となっていますが、“景観資源を発掘すること”や“景観に関するルールづくり”などへの積極的な関わりを推進していく必要があります。

このため、景観に関する学習機会の提供、情報提供、県民の景観づくりに対する支援などが課題となっています。

(2) 市町による景観づくりの課題

景観法が施行され、市町主体の景観づくりを推進していく必要がありますが、市町アンケートの結果からは次のような問題があげられます。

- 庁内で景観づくりを進めるための体制が整いにくい。
- 景観づくりを推進するための資金、人材が不足している。
- 住民との合意形成手法など景観づくりのノウハウが不足している。

行政による景観づくりは、都市計画をはじめ自然環境保全、文化財保護、農業、観光などの地域振興施策など多岐の分野との連携、一体的な取り組みが必要となります。また、有明海海岸軸など広域的な景観保全、形成を図っていくためには、市町間の連携も必要になります。

また、景観づくりは県民・ＣＳＯ、事業者の理解と協力があって成立するものであることから、プロセスを重視した取り組みを行う必要があります。

このため、県は景観施策に関する技術的支援や情報提供、景観施策に対する助成、景観づくりに関する広報・啓発活動などの役割を担うとともに、市町連携の場づくりや広域的な公共施設整備において先導的な役割を果たしていく必要があります。

第4章 景観づくりの主体と役割、行動方針

景観づくりは、県民・ＣＳＯ、事業者、市町、県が目標を共有し、それぞれの役割を果たさなければ実現しません。

それぞれの役割について、佐賀県美しい景観づくり基本方針、景観法での責務を踏まえて行動方針を位置づけます。

4 - 1 . 県民及びＣＳＯの行動方針

(役割)

県民は美しい景観の恩恵を受ける受益者であるだけでなく、家庭や地域、職場での美化、緑化などの身近な景観づくりや地域コミュニティの形成に通ずる景観づくりの担い手であり、まさに景観づくりの主役です。

(行動方針)

- 地域を再確認し、佐賀県の景観に関心を持ちます。
- 庭先の清掃など身近に取り組めることから、自発的な景観づくりをはじめます。
- 佐賀県の美しい景観を保全・育成、再生、創造、活用する景観づくりに積極的に取り組みます。
- 行政が行う景観づくりに関心を持ち、理解、協力し、提言を行います。

【参考】「景観法」での住民の責務

住民は、法の基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう務めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

4 - 2 . 事業者の行動方針

(役割)

全ての事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が景観に悪い影響を及ぼすことのないようにするとともに、景観づくりに寄与するよう努めます。

特に、建築や開発、広告や景観関連資材の販売などを行う事業者は、その事業活動が地域の景観に大きな影響を与えるものであることから、より一層配慮するとともに、積極的な景観づくりを行います。

(行動方針)

- 事業活動を行う周辺の景観を意識します。
- 佐賀県の美しい景観を損なうことがないよう、事業活動を行います。
- 地域住民が行う、佐賀県の美しい景観の保全・育成、再生、創造、活用の取組みを理解し、積極的に参加、協力します。
- 行政が行う景観づくりを理解し、参加、協力します。

【参考】「景観法」での事業者の責務

事業者は、法の基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

4 - 3 . 行政（市町、県）の行動方針

（役割）

行政は、県民・ＣＳＯや事業者の景観づくりを積極的に支援するとともに、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施します。公共事業の実施等においては、率先して景観づくりに配慮します。

市町は、県民・ＣＳＯの意向を十分に反映させて地域の個性に応じた景観づくりの施策を推進します。

また、県は、各地域における主体的な取り組みや創意工夫を尊重するとともに、全県的な観点から景観づくりに関する総合的な施策を推進します。

（１）市町の行動方針

- 地域での景観行政をつかさどる主体であることを認識します。
- 県民・ＣＳＯの景観に対する思い、意見を積極的に集め、景観づくりの意識啓発、情報発信を行います。
- 県民・ＣＳＯに最も近い行政機関として、県民・ＣＳＯの景観づくりを支援します。
- 地域の美しい景観を保全・育成、再生、創造、活用するため、景観法の活用などの施策を推進します。

（２）県の行動方針

- 広域の景観行政をつかさどる主体であることを認識します。
- 市町が行う景観づくりを支援します。
- 県民・ＣＳＯ、事業者が行う景観づくりを支援します。
- 県土全体の美しい景観を保全・育成、再生、創造、活用するため、関係各課が横断的な連携のもとに、自ら行う事業をはじめ先導的な景観施策を実施していきます。
- 美しい景観づくりの促進を図るため、県民・ＣＳＯ、事業者、市町への景観に関する意識啓発、情報発信等を行います。
- 県土全体の美しい景観づくりを永続的に行うため、景観づくりの取り組みを検証、評価し、見直しを行い公表していきます。

【参考１】「景観法」での地方公共団体の責務

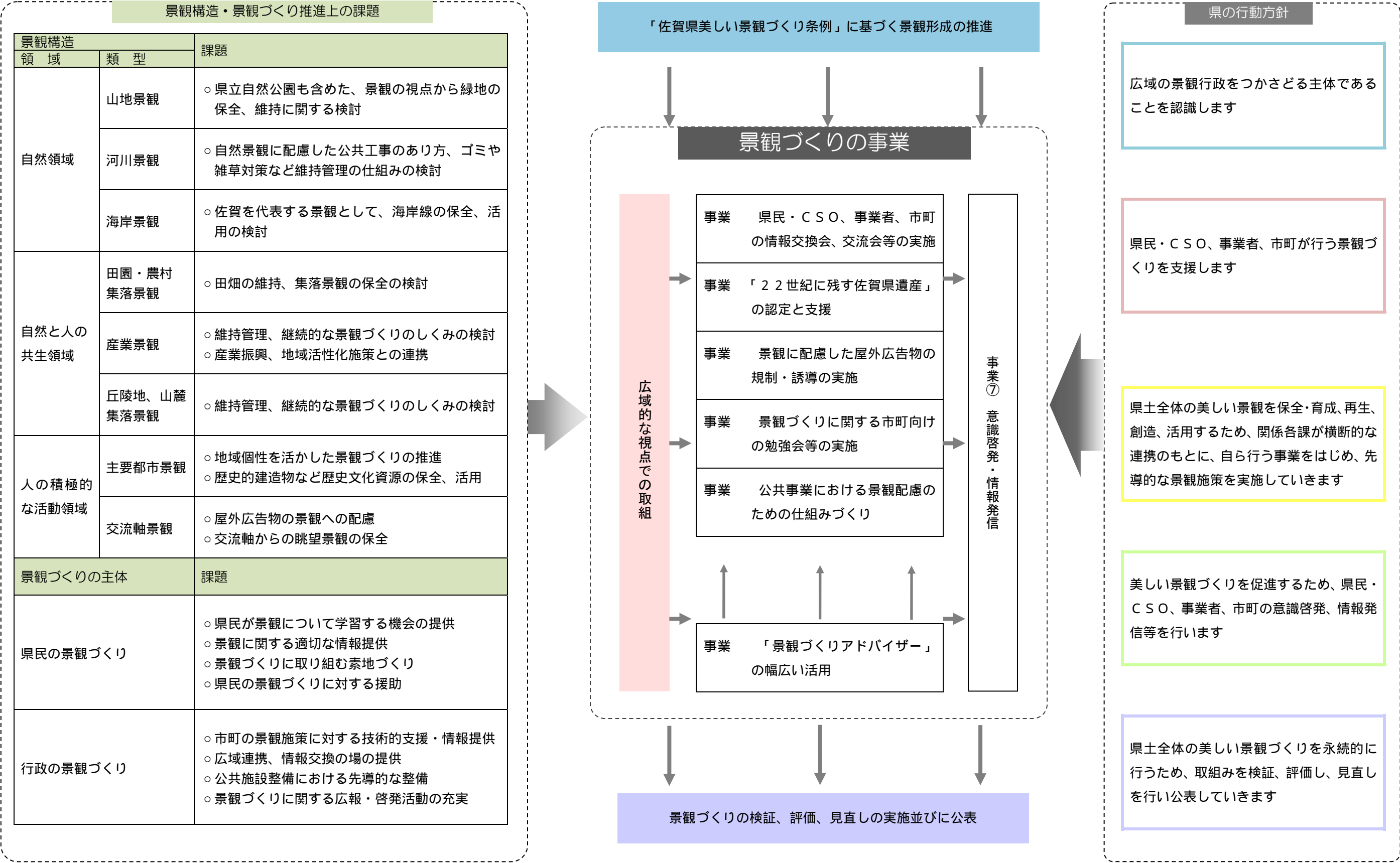
地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【参考２】「景観法運用指針」での基本的考え方

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

第5章 景観づくりの推進事業（県の取組み）

5 - 1 . 事業の体系 本計画では、行動方針及び現状、特性と課題を踏まえ、県として取り組む景観づくりの事業を示しています。県民・C S O、事業者、市町は、県の取組みを踏まえて、それぞれの行動方針に基づき、景観づくりを推進していくことが望めます。



5 - 2 . 事業の具体的内容

事業① 県民・CSO、事業者、市町の情報交換会、交流会等の実施

景観づくりに関係する活動者同士が共に考え、情報交換できるような交流・学習の機会を創出し、県民・CSO、事業者の活動の更なる発展を支援します。情報交換や交流は県全体はもちろん、産業、文化等の景観特性において共通のテーマごとに行うなど、地域間の交流を効果的に行っていきます。

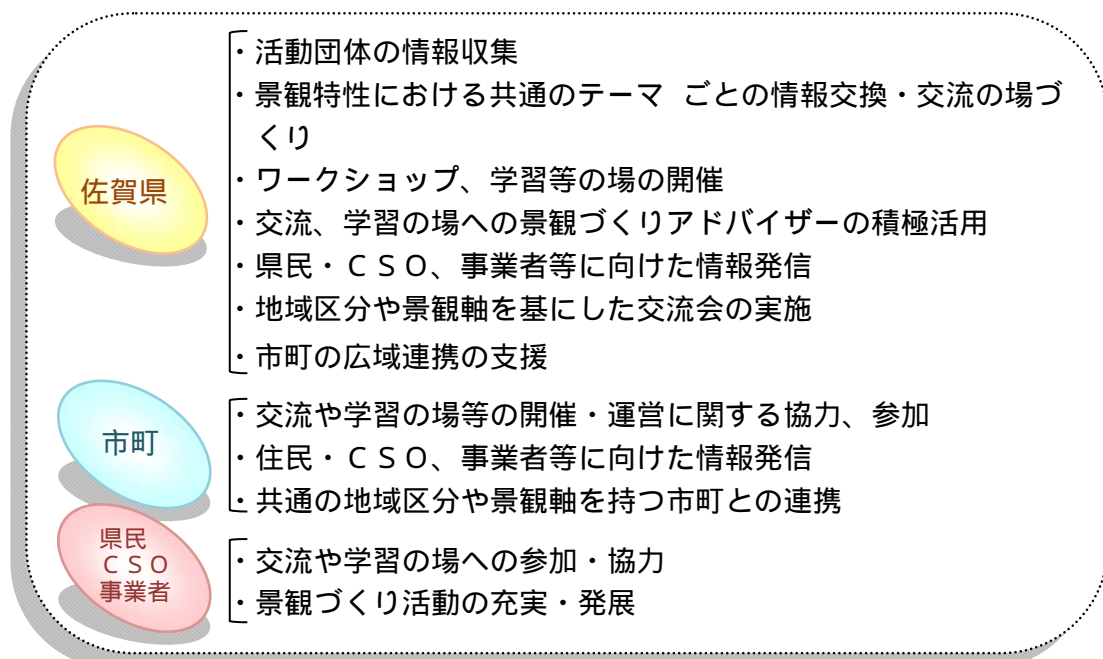
このような、広域の交流促進により、各地域での活動を互いに磨き合うことで、景観づくり活動の発展に繋がります。更には、共通テーマを持つ複数の地域間で連携した取組を行うことで、佐賀県の風土を活かした広域的な景観づくりが期待できます。また、ワークショップ等を開催しながら景観づくりへの取組のきっかけづくりを行います。

市町に対しては、広域的な景観づくりを行うため、県と市町及び市町間の連携の土台づくりとして、交流会を実施します。

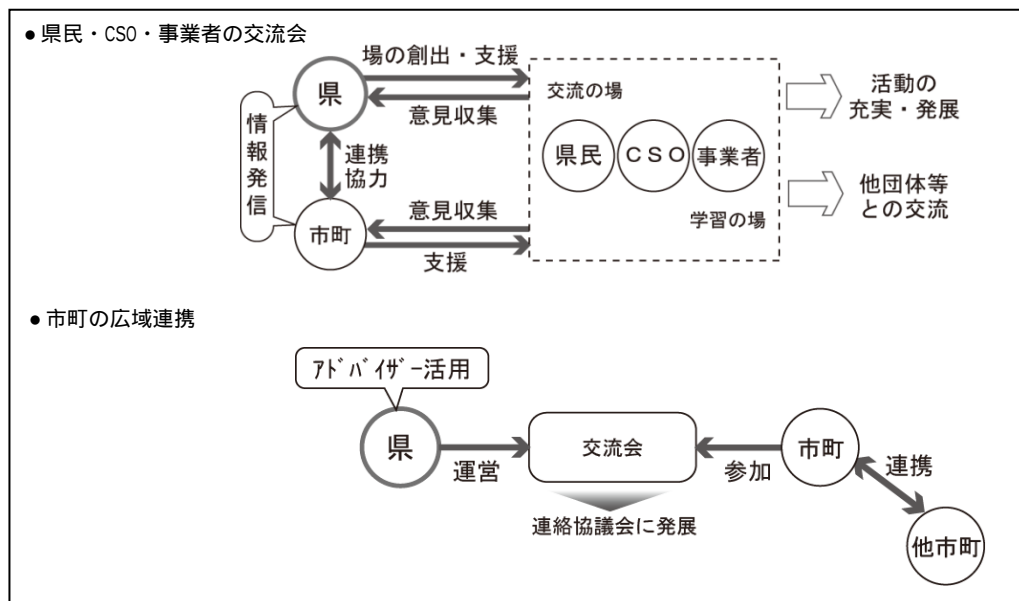
交流会では、複数の市町にまたがる景観構造を基にした（地域区分（ゾーン）¹や景観軸²）広域的な景観資源の価値を認識・共有することから始め、情報交換、技術研磨を行います。

将来的には、それぞれの地域区分や景観軸上の複数の市町が連携して広域的取組を行うことで、佐賀県の風土の特徴を活かした景観づくりが期待できます。

【事業推進に向けた具体的内容】



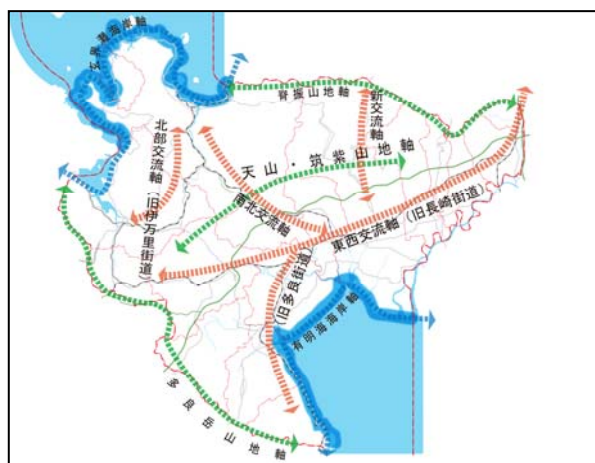
【役割分担のイメージ】



【 1 地域区分（ゾーン）】



【 2 景観軸】



【 共通テーマの例】

例 1：山間地の棚田の景観づくり

（唐津市・玄海町・有田町・小城市・佐賀市）

- ・玄界灘に面した斜面から国見岳に続く山裾の浜野浦、大浦、岳など美しい山村農地景観をつなぐ地域間連携
- ・八幡岳から天山、彦山まで、蕨野や江里山など美しい山村農地景観をつなぐ地域間連携

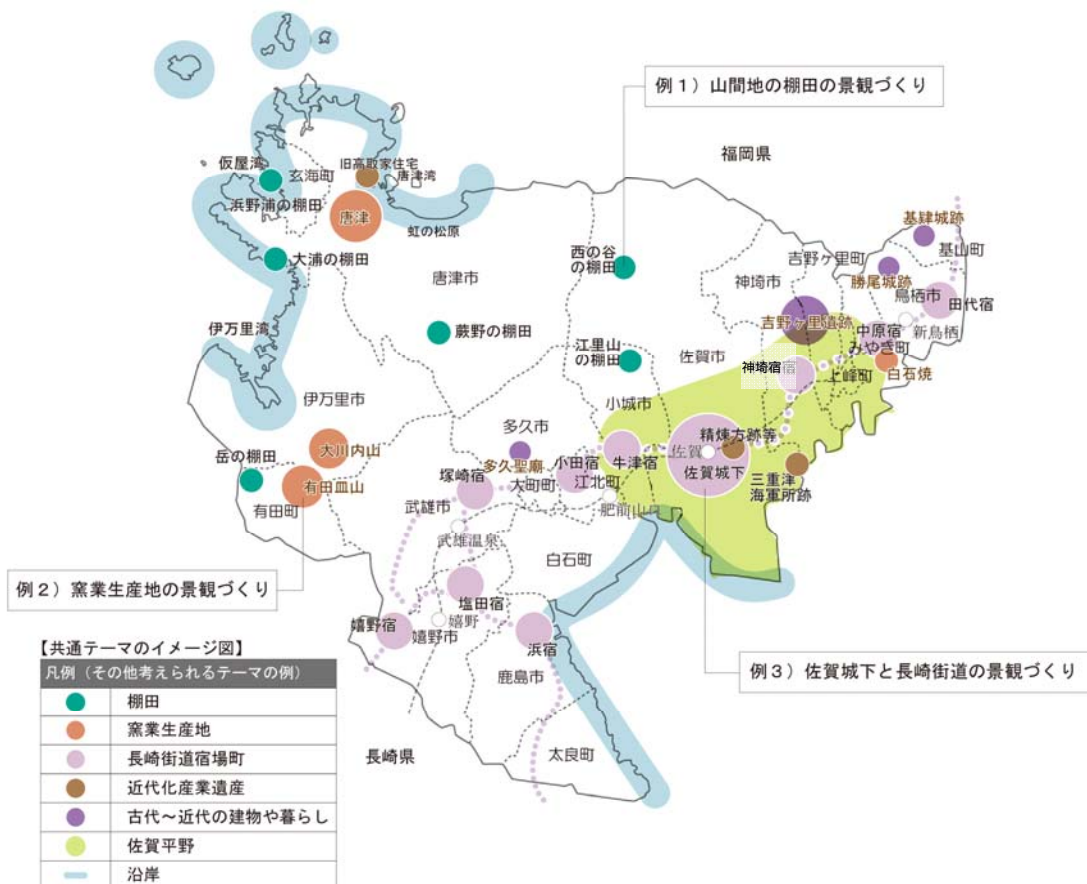
例 2：窯業生産地の景観づくり（唐津市・伊万里市・有田町・みやき町）

- ・県内に点在する窯業を産業の中心とした地域の景観をつなぐ地域間連携

例 3：佐賀城下と長崎街道の景観づくり

（鳥栖市・みやき町・神埼市・佐賀市・小城市・江北町・武雄市・嬉野市・鹿島市）

- ・佐賀城下を中心として、長崎街道の宿場町とその周辺の歴史的景観をつなぐ地域間連携



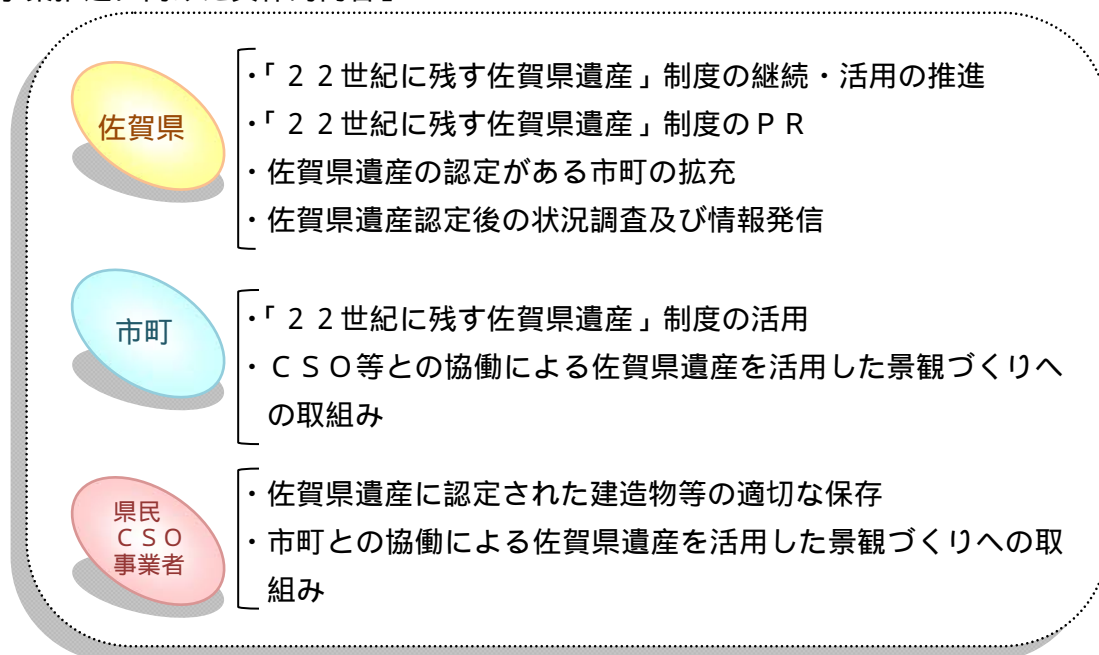
事業②「２２世紀に残す佐賀県遺産」の認定と支援

県民の郷土に対する誇りや愛着を育み、活力ある佐賀県の創造のため、地域を象徴する建造物で、文化的に、又は景観上県民の貴重な資産であるものを、これにまつわる物語とともに２２世紀に残すべき価値を有するものとして佐賀県遺産に認定し、その保存、活用に対し支援を行うことを目的として、「２２世紀に残す佐賀県遺産」制度を平成１７年度に創設し、平成２０年度から制度の対象を美しい景観を呈する地区にも拡大しました。

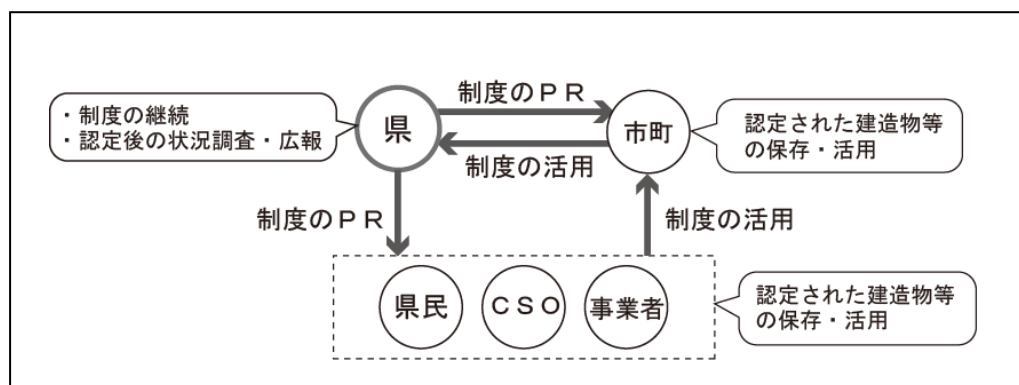
佐賀県遺産の認定と支援に関する取組みは、歴史的な景観資源の保全・活用の推進につながる取組みとして、市町や県民から評価する声が挙がっており、今後も制度を継続していくとともに佐賀県遺産を活用した活動を推進していきます。

■佐賀県総合計画２０１９では、令和４年度までに「２２世紀に残す佐賀県遺産」認定数を５５件としています。

【事業推進に向けた具体的内容】



【役割分担のイメージ】



－佐賀県遺産の活用に関するこれまでの取組み事例－

縫ノ池（白石町）

縫ノ池は、昭和３０年代前半、地下水を過剰に汲み上げたために湧水が止まり、長年水の溜まらぬ池となっていました。約４０年ぶりに湧水が戻ると、池には以前のように水が溜まり、旧来の風景を取り戻しました。

湧水の復活を契機に、地区では地区住民全員からなる「縫ノ池湧水会」を発足させ、地域活性化や自然環境の保全活動を行っています。



晩秋の縫ノ池

草伝社（旧井手家住宅）（唐津市）

国登録有形文化財でもあり、初代北波多村長の井手豊助が住んだとされる。交通の要衝であった北波多徳須恵の繁栄を物語る建物で、現在は陶磁器のギャラリーとして、イベント等も開催され、地域内外から多くの人を訪れる交流拠点となっている。



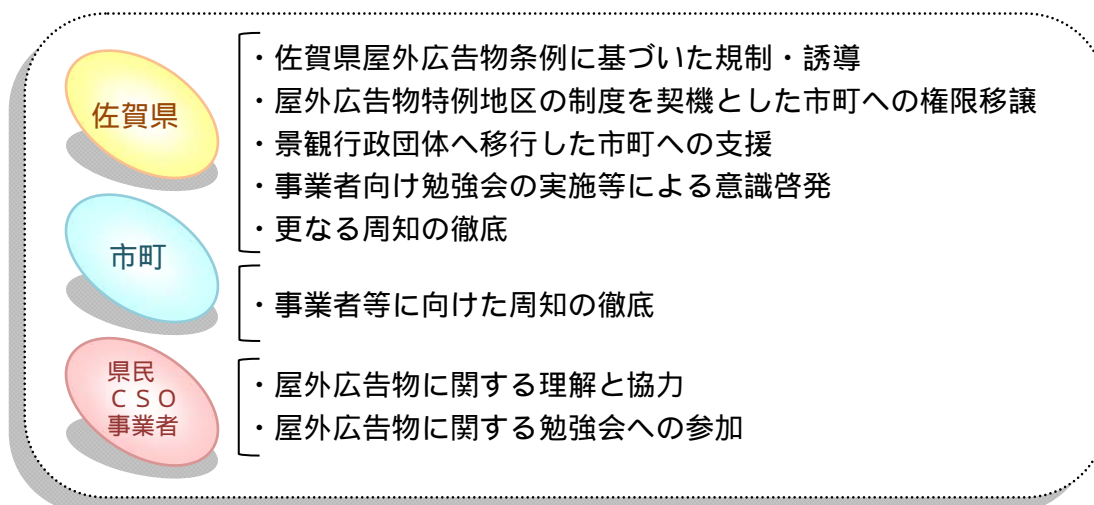
草伝社外観

事業③ 景観に配慮した屋外広告物の規制・誘導の実施

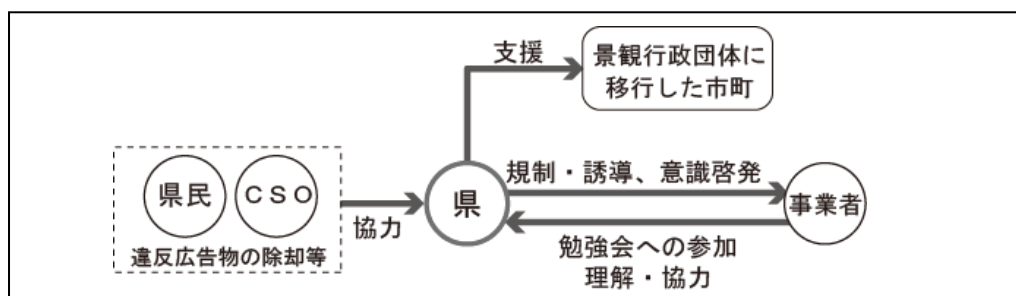
屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であるため、佐賀県屋外広告物条例に基づいた屋外広告物の規制・誘導を行います。

規制のルールに沿った適切な表示となるため、屋外広告物の広告主や屋外広告業者に対して、講習会の開催やホームページでの情報発信、リーフレットの配布等様々な手法により制度の周知を図り、違反広告物の抑制に努めていきます。違反広告物の指導については、許可申請指導、是正・除却指導を計画的・重点的に行います。また、佐賀県屋外広告物ガイドラインの普及啓発を行い、景観に配慮した広告物の誘導を図ります。

【事業推進に向けた具体的内容】



【役割分担のイメージ】



一屋外広告物に関するこれまでの取組み事例一

違反広告物簡易除却ボランティア事業

市町の自治会、PTA、各種団体など知事の認定を受けた団体が屋外広告物条例に違反しているはり紙、はり札、立看板及び広告旗をボランティアで除却に取り組んでいます。

現在県内で8団体119人が活動しており、違反広告物簡易除却件数は減少傾向にあります。



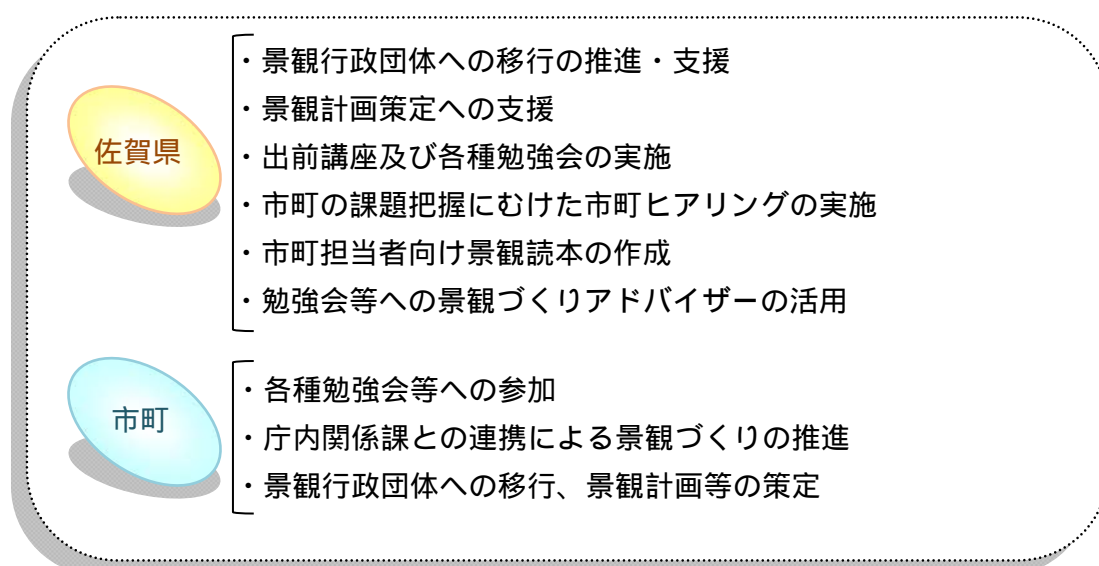
簡易除却ボランティア

事業④ 景観づくりに関する市町向けの勉強会等の実施

地域の景観行政の主体は市町です。景観法や歴史まちづくり法の活用、重要伝統的建造物群保存地区での景観保全などにより景観づくりが進められています。県内20市町のうち景観行政団体に移行している市町は9市町で、そのうち景観計画を策定しているのは5市町にとどまっています。今後も市町による主体的な景観づくりの取組み及び景観行政団体への移行を推進するため、景観づくりの利点を伝え、各市町で抱えるまちづくりの課題や重点施策に対する効果的な景観行政の進め方を学ぶ機会を提供します。「景観づくりは景観の質向上に加えて、郷土に対する誇りや愛着を育み、観光振興や産業振興へと繋がり地域活性化が期待できる」という景観づくりの利点や取組み効果を認識してもらい、各市町の主導的な景観づくりの推進を目指します。

■佐賀県総合計画2019では、令和4年度までに市町の景観法を活用した取組数（累計）の指標を27件としています。

【事業推進に向けた具体的内容】



【各種勉強会の実施例】

- ・ 各市町の特性に合わせた出前講座
- ・ 市町担当者や担当課長向け勉強会
- ・ 市町長向け景観づくり情報交換会（トップセミナー）

【役割分担のイメージ】



【 取り組み効果が見える景観づくりの例】

○観光振興につながる景観づくり

- ・各市町が有する自然、歴史、文化、地場産業等、地域の個性や持ち味を伸ばし、地域ブランド化を推し進めることで、観光振興につながる景観づくりが期待できます。

○自然環境保全につながる景観づくり

- ・グリーンツーリズム等の取り組みを通じ、地域住民だけではなく、都市住民の自然環境に関する興味関心を促進することで、自然環境の保全につながる景観づくりが期待できます。

○産業（農業）振興につながる景観づくり

- ・地域の自然条件や、伝統を受け継いでいる農業や窯業などの地域産業は、歴史・文化や風土の形成と密接な関わりを持ちながら発展を遂げており、それらの活動を支援するとともにブランド力を高め、地域外の資金や人材を呼び込むことで、産業・経済振興につながる景観づくりが期待できます。

○市街地活性化につながる景観づくり

- ・駅周辺の顔づくりや商店街の活性化、空き家・空き店舗の対策等に取り組むことで、まちの賑わいやより良いまちなみの環境を取り戻すことへつながる景観づくりが期待できます。

○歴史的な風土の保全につながる景観づくり

- ・県内には、歴史的建造物やまちなみ、歴史や伝統を反映した人々の生活、地域に根付く伝統芸能、祭礼行事、地域固有の風情、情緒、佇まい等、歴史を感じる要素が多く残されています。それらを地域の貴重な歴史資源として一体的に捉え、保存、活用することで、歴史的な風土の保全につながる景観づくりが期待できます。

○協働につながる景観づくり

- ・住民とともにまちの風景や暮らしについて話し合い、地域の魅力や改善点、将来イメージを共有することで、それぞれの立場でできることが明確になり、協働につながる景観づくりが期待できます



○定住人口・交流人口の増加につながる景観づくり

- ・観光振興、自然環境保全、産業（農業）振興、市街地活性化、歴史的な風土の保全、協働等につながる景観づくりの取り組みによって地域イメージは向上し、それによって、交流人口や定住人口の増加が期待できます。

また、定住人口・交流人口の増加により地域経済が潤い発展し、さらには、世間から広く注目されることで、郷土愛や地域への誇りが醸成されます。

【 取組み効果が見える景観づくりの県内の事例 】

○産業（農業）振興につながる景観づくり



「農業振興＋景観」

棚田米の販売促進のための高付加価値化を目標として、地域主導で、棚田の「文化的景観」の保全、活用に取り組んでいます。

○観光振興につながる景観づくり



「温泉活性化＋景観」

温泉街の雰囲気づくりや散策を誘発するために、公共空間や旅館、住宅修景、緑化等のまちなみ景観づくりに取り組んでいます。

○歴史的な風土保全につながる景観づくり



「歴史まちなみ＋景観」

宿場町の伝統的なまちなみを維持・保全していくために、行政と住民が一体となり、ルールづくりやイベント、無電柱化などに取り組んでいます。

○産業（窯業）振興につながる景観づくり



「産業活性化＋景観」

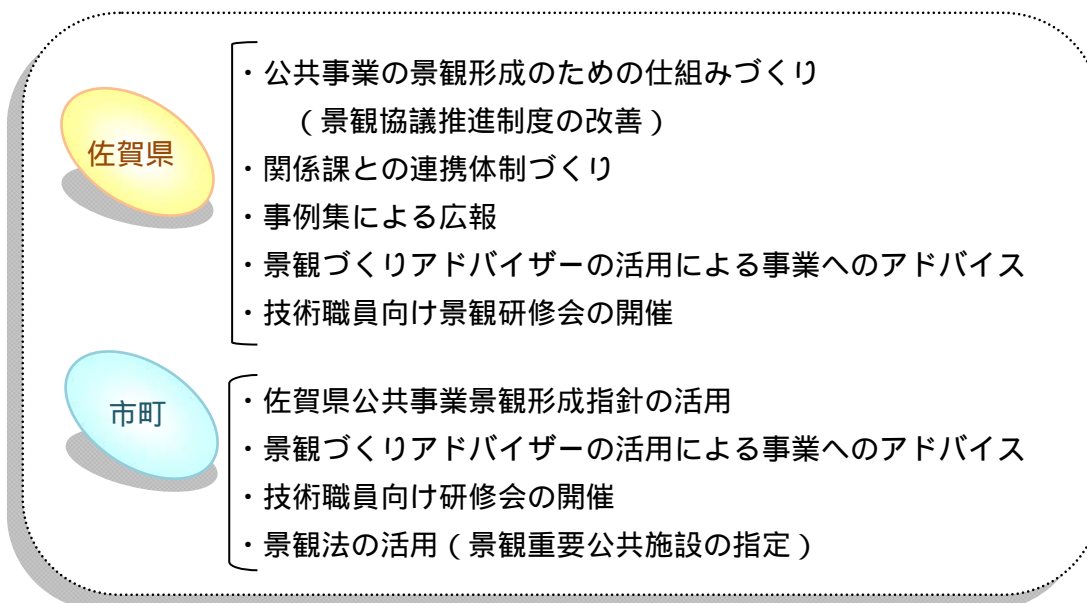
歴史ある焼き物の町として、窯元や国指定史跡、その背景に広がる景観を活用したまちづくりに取り組んでいます。

事業⑤ 公共事業における景観配慮のための仕組みづくり

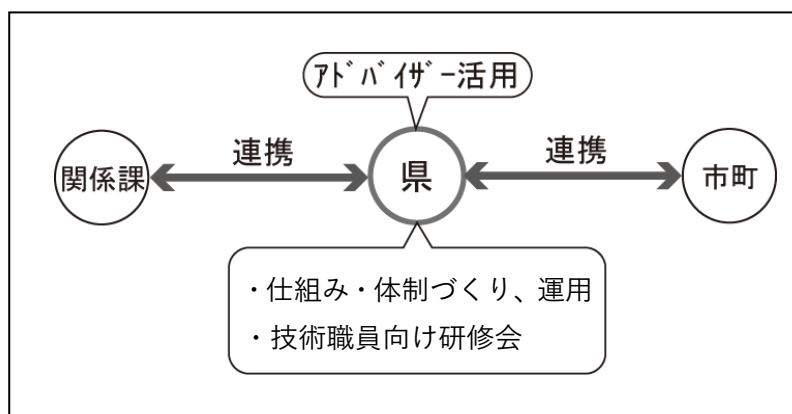
行政が管理、整備を行っている港湾、道路、土木構造物などの都市基盤は、景観の骨格であり、地域の景観に大きな影響を及ぼします。県土全体の美しい景観づくりには、公共空間の保全・育成、再生、創造、活用が欠かせません。

事業実施にあたり、景観づくりの視点から検討、検証することで、地域の価値を高め、県土全体の美しい景観づくりに繋がります。

【事業推進に向けた具体的内容】



【役割分担のイメージ】



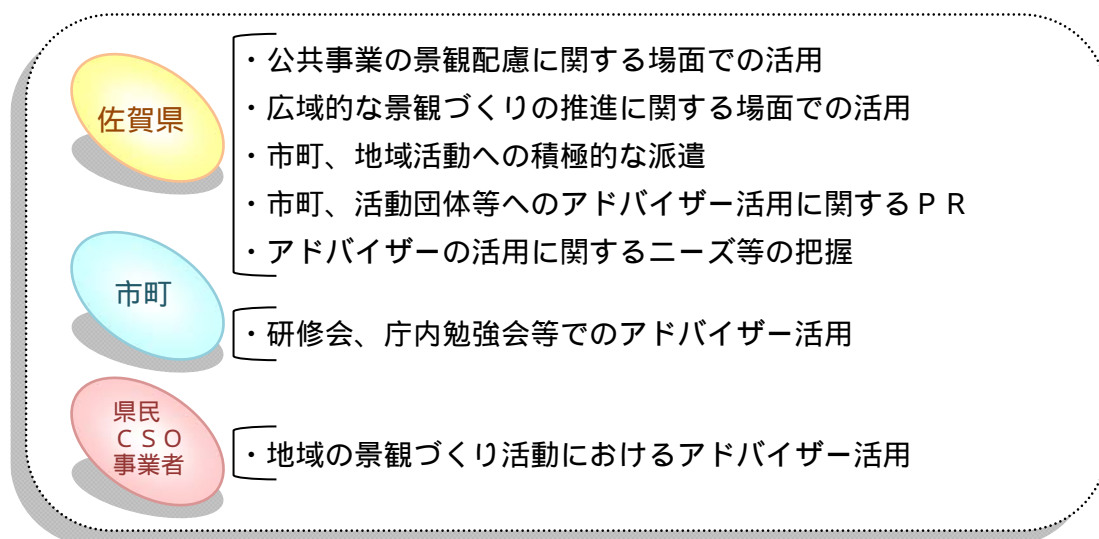
佐賀県公共事業景観形成指針とは

公共事業における景観形成のための基本的な考え方を定めたものであり、素材・色彩等の基本的事項や緑化・無電柱化等の要素別事項等を示しています。

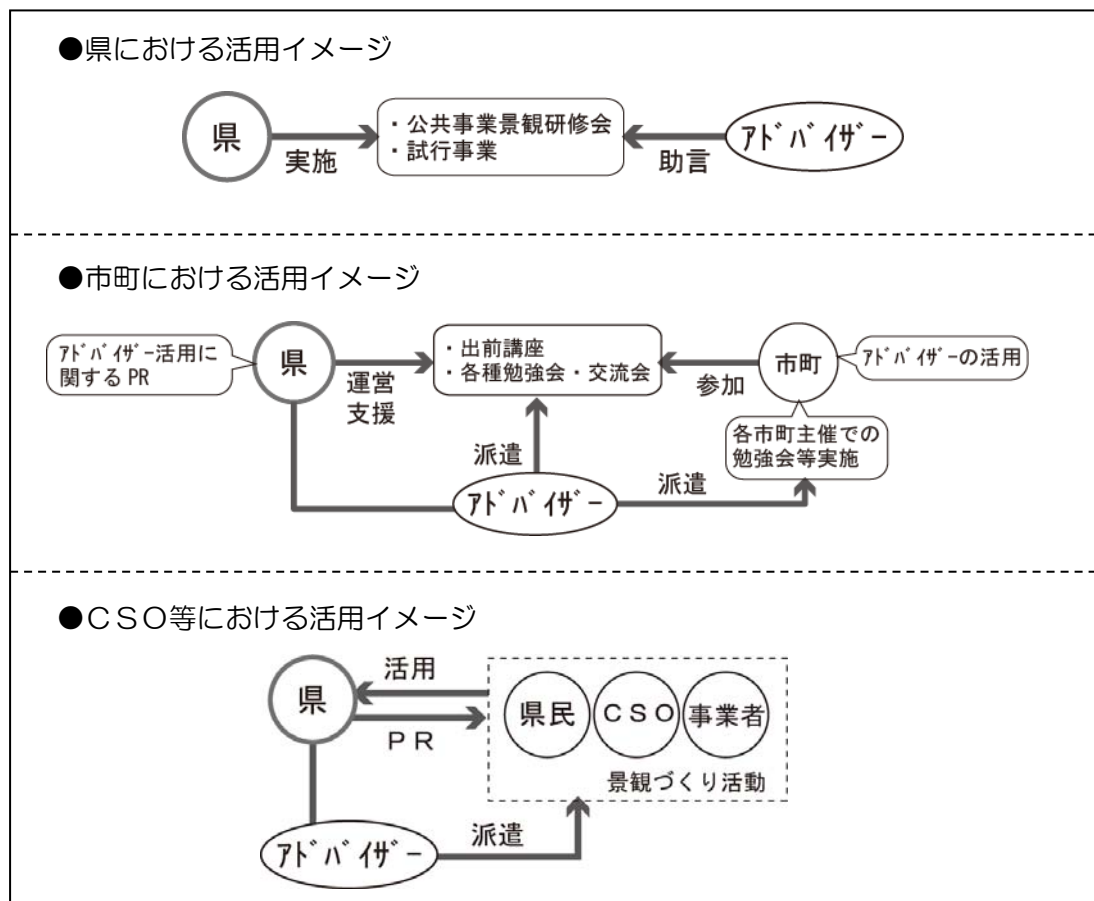
事業⑥ 「景観づくりアドバイザー」の幅広い活用

県内の各地域における景観づくりを技術的に支援するため、県が主体となって行う公共事業の整備をはじめ、市町での勉強会、地域での景観づくりの支援、広域的な景観づくりの推進等において、関連分野の専門家を派遣する「佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度」を積極的に活用します。

【事業推進に向けた具体的内容】



【役割分担のイメージ】



—景観づくりアドバイザーの活用事例—

市町の景観関連事業へ派遣

- ・地域の修景等に関するアドバイスを受けることができます。
- ・まちなみや色彩といった狭義の景観に限らず、歴史、文化、生業等、地域特性を含めた広義の景観づくりに関するアドバイスを受けることができます。

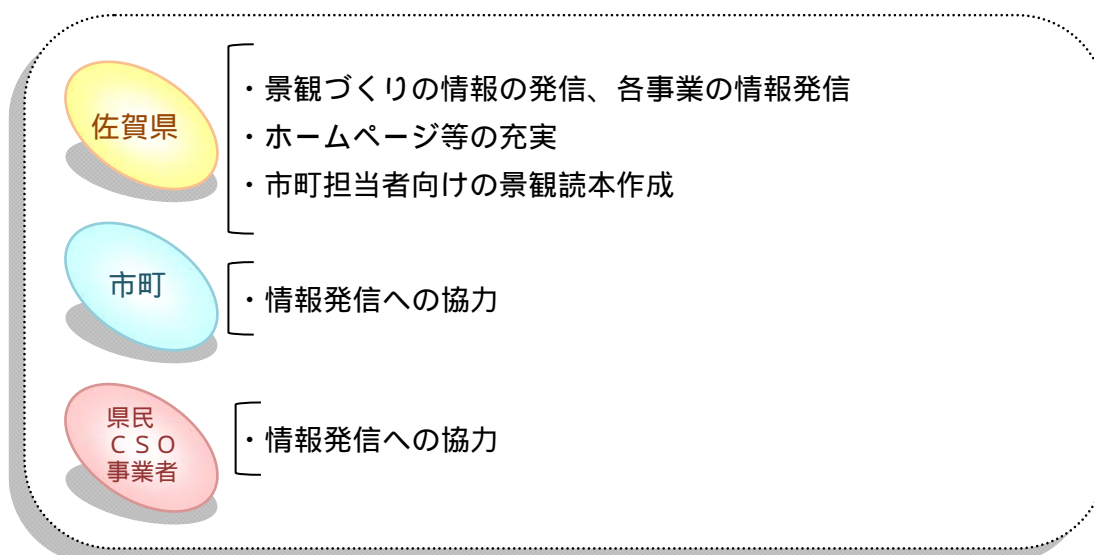
CSO、事業者等へ派遣

- ・CSO等が景観づくり活動に取り組む際にアドバイスを受けることができます。

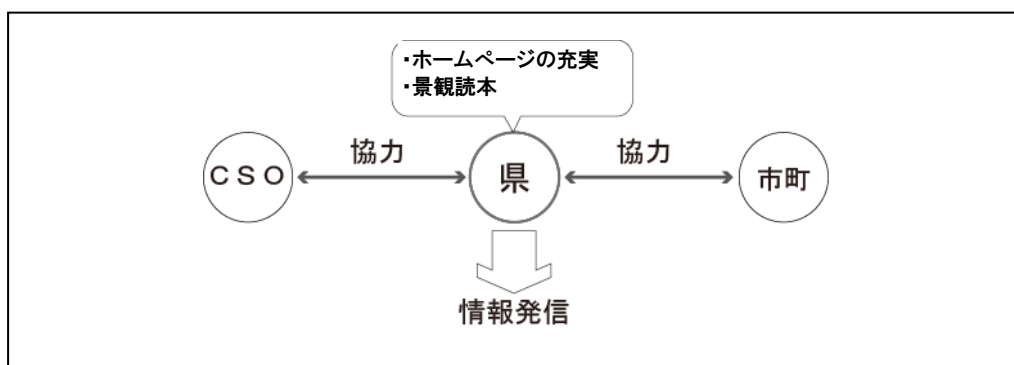
事業⑦ 景観づくりに関する意識啓発・情報発信

県民・ＣＳＯ、事業者、行政職員（県・市町）に景観づくりに関する興味や関心を高め
てもらうため、情報を届けたい相手にとって興味がわく内容になるよう工夫をし、定期的
に情報を発信します。市町に対しては、景観特性を活かした景観づくりが推進されるよう
な意識啓発を行います。

【事業推進に向けた具体的内容】



【役割分担のイメージ】



5 - 3 . 取組の検証、評価、見直し、公表

本計画の各種事業をはじめ、県民・ＣＳＯ、事業者及び行政（県・市町）が取り組む活動や、公共事業における景観づくりについて、情報を収集し、１０年単位で進捗確認並びに取組み内容の検証、評価、見直しを実施します。

【事業推進に向けた具体的内容】

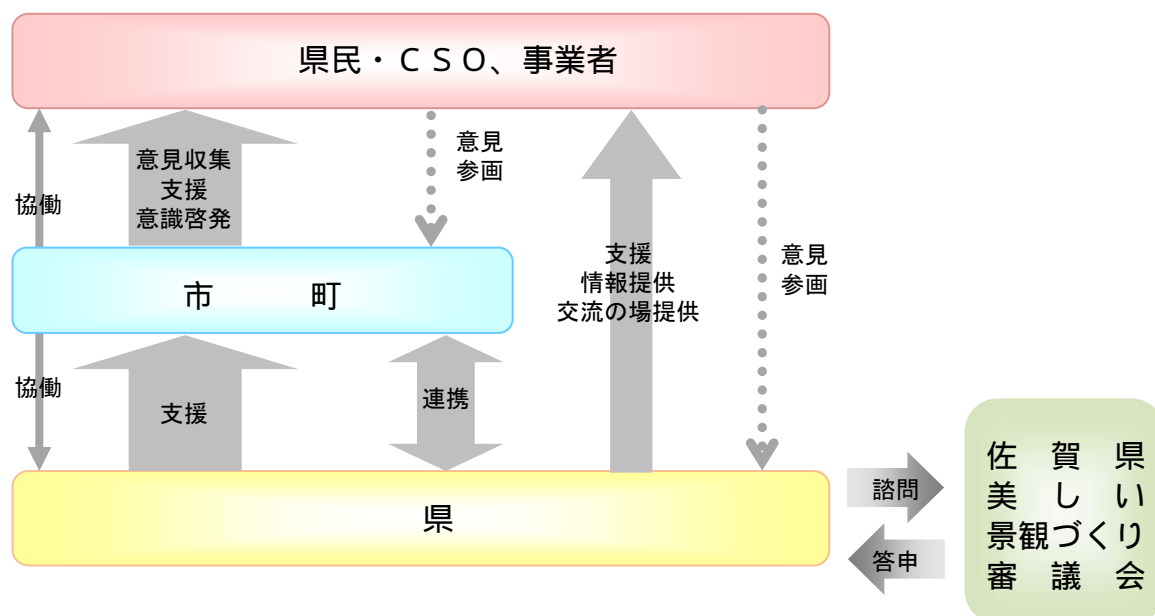
佐賀県

・実施事業の記録と保存

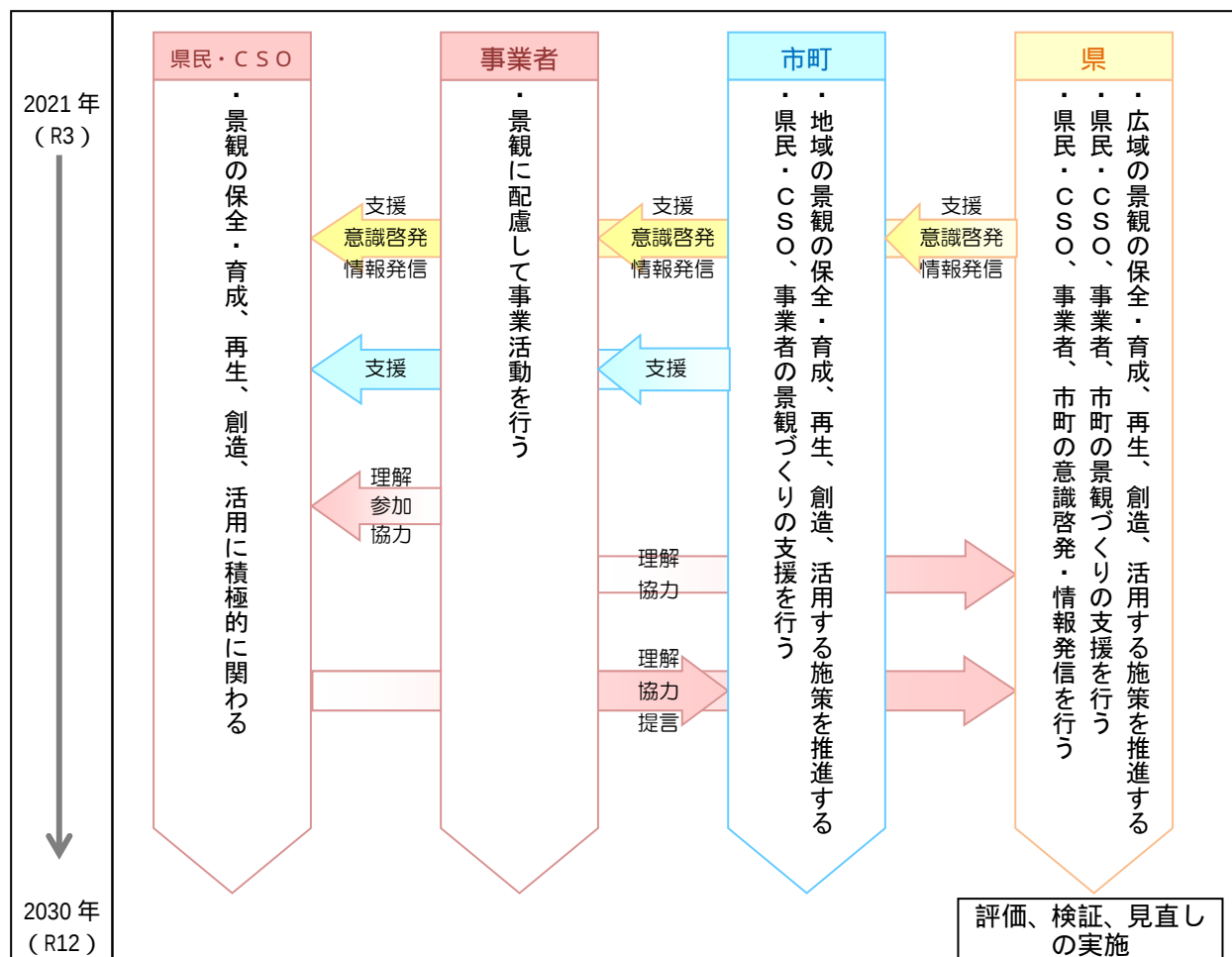
第6章 推進スケジュール

6-1 推進体制

本計画では、景観づくりの主体と役割、行動方針を定め、県の実践について具体的に示しています。佐賀県の美しい景観づくりにおいては、次の図に示すように県民・CSO、事業者、市町、県が連携、協働して景観づくりを進めていきます。



景観づくりの推進イメージ



6 - 2 . 推進スケジュール () は、佐賀県総合計画 2019 の中に位置づけています。

事業	年 度																		
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 ～ R10		R11
① 県民・CSO、事業者等、市町の情報交換会、交流会等の実施																			
② 「22 世紀に残す佐賀県遺産」の認定と支援（ ）																			
③ 景観に配慮した屋外広告物の規制・誘導の実施																			
④ 景観づくりに関する市町向けの勉強会等の実施																			
⑤ 公共事業における景観配慮のための仕組みづくり																			
⑥ 「景観づくりアドバイザー」の幅広い活用																			
⑦ 景観づくりに関する意識啓発・情報発信																			
景観づくりの検証、評価、見直しの実施並びに公表																			

参考資料

(1) 佐賀県美しい景観づくり審議会委員名簿

(令和 3 年 3 月現在)

職業	委員名
安永法律事務所 弁護士	安永 恵子
佐賀大学大学院工学系研究科准教授	後藤 隆太郎
佐賀県立図書館 郷土資料課近世資料編さん担当係長	松田 和子
久留米工業大学 建築・設備工学科教授	大森 洋子
造園家・ランドスケープアーキテクト 東京都市大学特別教授	涌井 史郎
久留米大学経済学部教授	伊佐 淳
画家・佐賀美術協会理事	服部 大次郎
増田彰久写真事務所主宰	増田 彰久
県議会地域交流・県土整備常任委員会委員	大場 芳博
株式会社佐賀新聞社	山口 敬子
嬉野温泉おかみの会顧問	加藤 潮美
佐賀県屋外広告美術協同組合相談役	幸尾 孝之
食育コーディネータ - 株式会社コーディネイトスタジオふるしき 代表取締役	高橋 亮子
フードプロデューサー 西九州大学短期大学部非常勤講師	橋本 祐充子

平成 20 年 3 月 24 日

佐賀県条例第 24 号

(2) 佐賀県美しい景観づくり条例

私たちが暮らす佐賀県では、先人たちが日々の暮らしの営みの中で、自然や地形を活かし、また、これらに手を加えながら独自の景観を造り上げてきた。

このようにして創り出された多様で個性的な街並みや田園風景等は、自然の景観と調和を保ちながら、共に今日に引き継がれており、私たちに心地よさや懐かしさを感じさせている。

しかしながら、近年の経済社会情勢の変化、一部地域の都市化の進行等によって、これらの景観が損なわれつつあることも事実である。

こうしたことから、この県民共通の財産である佐賀県の美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、私たちは、自らの日常生活や経済活動へのかかわり方を見つめ直す必要がある。

私たちは、1 人 1 人が景観づくりの主役であることを深く認識し、美しい景観にあふれた、豊かで潤いのあるふるさと佐賀県の実現を目指していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、景観づくりに関し県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の自然、歴史的文化的遺産等を大切にす意識及び佐賀県の景観を誇りに思う意識の涵養、健やかで快適な生活環境の創造並びに定住人口及び交流人口の拡大による地域活性化に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「景観づくり」とは、現にある美しい景観を保全し、及び育成し、失われつつある美しい景観を再生し、新たに美しい景観を創造し、並びにこれらの景観を活用することをいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組む責務を有する。

2 県は、広域的な取組が必要とされる景観づくりに関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町の責務)

第 4 条 市町は、住民の意向を十分に反映させて、地域の個性に応じた景観づくりの施策を推進し、景観資源の保全及び活用を図るとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動が景観に悪影響を及ぼすことのないよう努めるとともに、行政が行う景観づくりのための施策に積極的に参加し、及び協力することにより、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者のうち、開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。)を行う者及び屋外広告業(屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。)を営む者は、その事業活動において景観に一層の配慮をするとともに、積極的に景観づくりを推進するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第 6 条 県民は、景観づくりの担い手として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、美化、緑化等の身近な景観づくりを推進するよう努めなければならない。

2 県民は、行政が行う景観づくりのための施策の立案に積極的にかかわるとともに、当該施策に参加し、及び当該施策を協働で実施するよう努めなければならない。

(佐賀県美しい景観づくり基本計画)

第 7 条 知事は、景観づくりを推進する方策を具体化し、県の景観づくりの主要な施策を提示するため、佐賀県美しい景観づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 景観づくりの方針

(2) 景観づくりの主体並びにその役割及び行動方針

(3) 景観づくりの主要な施策及びその推進スケジュール

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観づくりに関する重要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(佐賀県遺産)

第8条 知事は、美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを、佐賀県遺産として認定することができる。

- 2 知事は、前項の佐賀県遺産の保存及び活用を推進するための措置を講じなければならない。

(公共事業景観形成指針)

第9条 知事は、公共事業を実施する場合における良好な景観形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

- 2 知事は、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針を遵守しなければならない。

(啓発活動)

第10条 県は、景観づくりに関して、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その自主的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(審議会)

第11条 県に、佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例及び佐賀県屋外広告物条例(昭和39年佐賀県条例第43号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

- 3 知事は、第7条第3項(同条第5項により準用する場合を含む。)に規定するもののほか、次に掲げる事項については、審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。)の策定又は変更に関すること。
- (2) 第8条第1項の佐賀県遺産の認定に関すること。
- (3) 公共事業景観形成指針の策定に関すること。
- (4) その他景観づくりに関する重要な事項に関すること。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、景観づくりに関する事項について、知事に建議することができる。

第12条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光及び商工業の関係者

- (3) 前2号に掲げる者のほか知事が必要があると認める者

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、一定の地域又は事項における景観づくりについて審議会が調査審議する必要があると認めるときは、別に任期を定めて委員を任命することができる。

(部会)

第13条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 審議会委員

- (2) 当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する者

- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項又は第6条第5項の規定による許可の基準については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴くことができる。
経験を有する者のうちから、知事が任命する

(3) 佐賀県屋外広告物条例

(目的)

第 1 条 この条例は、県内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について、必要な措置を定めることを目的とする。

(平 16 条例 49・平 17 条例 79・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

3 この条例において「屋外広告業者」とは、第 17 条の 2 第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。

(昭 49 条例 55・平 16 条例 49・平 17 条例 79・一部改正)

(禁止区域等)

第 3 条 次に掲げる区域及び区間においては、広告物又は掲出物件(第 12 号に掲げる区域においては、規則で定める広告物又は掲出物件に限る。)を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた風致地区のうち、知事が指定する区域
- (2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条の規定により指定された建造物の区域並びに同法第 109 条第 1 項及び第 2 項の規定により指定されたもののうち、知事が指定するものの区域
- (3) 佐賀県文化財保護条例(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)第 4 条第 1 項の規定により指定された建造物の区域及び同条例第 32 条第 1 項の規定により指定されたもののうち、知事が指定するものの区域
- (4) 前 2 号に規定するものから 50 メートル以内で、知事が指定する区域
- (5) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条

第 2 項の規定により国定公園に指定された区域及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域

- (6) 佐賀県立自然公園条例(昭和 33 年佐賀県条例第 50 号)第 5 条第 1 項の規定により佐賀県立自然公園に指定された区域及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域
 - (7) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため指定された保安林の区域のうち、知事が指定する区域
 - (8) 道路のうち、知事が指定する区間
 - (9) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域のうち、知事が指定する区域
 - (10) 港湾、駅前広場及びそれらの周辺の区域のうち、知事が指定する区域
 - (11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、国立及び公立の病院並びに公衆便所のある区域
 - (12) 交差点及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域
 - (13) 佐賀県美しい景観づくり条例(平成 20 年佐賀県条例第 24 号)第 8 条第 1 項の規定により佐賀県遺産に認定された区域及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、景観上特に重要な区域として知事が指定する区域
- (昭 49 条例 55・昭 51 条例 11・平 11 条例 32・平 16 条例 49・平 17 条例 79・平 21 条例 26・一部改正)

(禁止物件等)

第 4 条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋及びトンネル
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 信号機並びに道路又は道路上の標識及び防護施設
 - (4) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
 - (5) 郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所
 - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (7) 煙突並びにガスタンク及び水道タンク
 - (8) 知事が指定する区域内の電柱及び街灯柱
 - (9) 銅像、神仏像及び記念碑
 - (10) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
- (平 16 条例 49・平 17 条例 79・平 21 条例 26・一部改正)

(許可区域等)

第5条 第3条に規定する区域及び区間以外の区域(以下「許可区域」という。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について良好な景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆の生命及び身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるものについては、前項の規定による許可を与えてはならない。

3 許可を受けた掲出物件のうちで知事が指定するものに、当該許可期間内に広告物を取り替えて表示しようとする場合においては、当該広告物が同一業務に関するものであるときに限り、第1項の規定にかかわらず、許可を受けずに表示することができる。

(昭49条例55・平16条例49・平17条例79・平21条例26・一部改正)

(広告物特例地区)

第5条の2 知事は、規則で定めるところにより、市町長の申出に基づき、許可区域のうち当該市町の区域内の特定の区域又は区間を、前条の規定による許可の基準を変更することができる地区(以下「広告物特例地区」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 前3項の規定は、広告物特例地区の指定の変更又は解除について準用する。

(平21条例26・追加)

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件(第3号に掲げるものにあつては、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議したものに限り)については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令の規定に基づいて表示し、又は設置するもの

(2) 国又は地方公共団体が、公共的目的をもって、官公署の建造物及びその敷地に表示し、又は設置するもの(規則で定めるものを除く。)

(3) 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの

(4) 寄贈に係る公益上必要な施設若しくは物件のうちで知事が指定するもの又は第4条第1項第9号に掲げる物件に寄贈者名を表示する

もの

(5) 祭礼、婚礼、葬式その他知事が指定する催しに関して表示し、又は設置するもの

(6) 人が携帯で表示し、又は人に表示するもの

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所、事務所、事業所、営業所、作業場又は倉庫(以下「住所等」という。)に表示し、又は設置するもの(以下「自家用広告物等」という。)で規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので規則で定める基準に適合するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲い等に表示するもので規則で定める基準に適合するもの

(4) 講演会、展示会、音楽会、競技会その他これらに類する催しのためにその会場のある区域に表示し、又は設置するもの

(5) 動物、車両又は船舶に表示し、又は設置するもの

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる物件に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

(2) 第4条第1項第2号、第6号、第7号又は第10号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示し、又は当該内容を表示するために設置するもので規則で定める基準に適合するもの

(3) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの

4 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札、立看板その他の広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、第5条の規定は、適用しない。

5 次に掲げる広告物又は掲出物件であつて、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置するものについては、第3条の規定は、適用しない。

(1) 自家用広告物等(第2項第1号に掲げるものを除く。)

(2) 道標、案内図その他これらに類する広告物又は掲出物件

6 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(平16条例49・平17条例79・平21条例26・

平 24 条例 31・一部改正)

(自家用広告物等に係る許可等の特例)

第 6 条の 2 知事は、自家用広告物等が第 5 条第 1 項の規定による許可の基準又は前条第 2 項第 1 号に規定する基準に適合しない場合であっても、その形態、色彩その他の意匠が周囲の景観と調和していると認めるときは、規則で定めるところにより、第 5 条第 1 項又は前条第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。

2 前項の場合においては、知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(平 21 条例 26・追加)

(許可の条件及び期間)

第 7 条 知事は、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 5 項の規定による許可を行う場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、必要な条件を付することができる。

2 第 5 条第 1 項又は第 6 条第 5 項の規定による許可の期間は、3 年を超えてできない。

(平 16 条例 49・平 17 条例 79・平 21 条例 26・一部改正)

(変更等の許可)

第 8 条 第 5 条第 1 項又は第 6 条第 5 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件について、改造その他の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項又は第 6 条第 5 項の規定による許可を受けた者が、期間満了後さらに継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 第 5 条第 2 項及び前条第 1 項の規定は第 1 項の場合に、第 5 条第 2 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は前項の場合に、それぞれ準用する。

(平 16 条例 49・平 21 条例 26・一部改正)

(管理者の設置等)

第 8 条の 2 第 5 条第 1 項、第 6 条第 5 項又は前条第 2 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件(規則で定める広告物又は掲出物件を除く。)を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件の管理者は、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。))が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。

い。

(平 17 条例 79・追加、平 21 条例 26・一部改正)

(変更等の届出)

第 8 条の 3 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があったときは、新たに当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者となった者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらの管理者に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件が滅失したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(平 17 条例 79・追加)

(許可の表示)

第 9 条 第 5 条第 1 項、第 6 条第 5 項又は第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。))は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可を受けたことを示す証票を付け、又は検印を受けなければならない。

(平 16 条例 49・平 17 条例 79・平 21 条例 26・一部改正)

(手数料)

第 10 条 第 5 条第 1 項、第 6 条第 5 項若しくは第 8 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する許可又は第 17 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項に規定する登録を受けようとする者は、別表第 1 又は別表第 2 に定める手数料を、当該許可又は当該登録の申請の際に納付しなければならない。

(昭 49 条例 55・平 17 条例 79・平 21 条例 26・一部改正)

(手数料の減免)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第 1 に定める手数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。

(1) 袋路、小さな路地等の内に住所等があるため、当該住所等以外の場所に、自己の業務に関し広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき。

(2) 営利を目的としない団体が、当該団体の業務について表示するはり紙又ははり札で、表示期間が 6 月以内のものを表示するとき。

(3) 許可を受けた者が、広告物又は掲出物件の許可期間内において、当該広告物又は当該掲出物件について、その形状又は構造に変更をき

たさない改造又は修理を行うとき。

- (4) 許可を受けた者が、広告物又は掲出物件の許可期間内において、当該広告物又は当該掲出物件について、その意匠又は色彩に変更をきたさない塗装替えを行うとき。
- (5) 許可を受けた者が、第 8 条第 2 項の規定により継続の許可を受ける場合において、当該継続の許可に係る期間が、当初の許可に係る期間の 3 分の 1 以内の期間で、かつ、1 回限りの許可を受けるとき。
- (平 16 条例 49・平 17 条例 79・一部改正)

(措置命令)

第 12 条 知事は、第 5 条第 1 項、第 6 条第 5 項又は第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可を受けて表示された広告物若しくは設置された掲出物件又は第 6 条(第 1 項第 1 号を除く。)の規定に該当して表示された広告物若しくは設置された掲出物件が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、期間を定めて必要な措置(除却を除く。)を命ずることができる。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したとき。
- (2) 著しく破損し、又は老朽したとき。
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるとき。
- (平 16 条例 49・平 17 条例 79・平 21 条例 26・一部改正)

(許可の取消し)

第 13 条 知事は、許可を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第 7 条第 1 項(第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (3) 管理者を設置していないとき。
- (4) 前条の規定に基づく知事の命令に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (平 17 条例 79・一部改正)

(除却義務)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、1 月以内に当該広告物又は当該掲出物件を除却しなければならない。

- (1) 許可を受けた者が、当該許可の期間が満了したとき、又は前条の規定により許可が取り消されたとき。
- (2) 第 6 条の規定に該当して表示する広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったとき。

- (3) 第 12 条の規定により措置命令を受けた者(許可を受けた者を除く。)が、定められた期間内に当該措置を講じなかったとき。

2 第 17 条前段に規定する広告物又は掲出物件について同条の規定による期間が経過した場合及び同条後段に規定する広告物又は掲出物件について不許可の処分があった場合も、また、前項と同様とする。

- 3 前 2 項の規定により除却した者は、除却の完了した日から 5 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(平 16 条例 49・平 17 条例 79・一部改正)

(勧告)

第 14 条の 2 知事は、第 3 条から第 5 条まで又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていると認めるときは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、期間を定めて当該広告物又は当該掲出物件の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平 17 条例 79・追加)

(違反に対する措置)

第 15 条 知事は、前条に規定する勧告を受けた者が、第 17 条の 17 第 1 項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を行わなかったときは、その者に対し、5 日以上の期間を定めて、その勧告に係る広告物又は掲出物件の除却を命ずることができる。

- 2 知事は、公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第 3 条から第 5 条まで又は第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者に対し、5 日以上の期間を定めて、当該広告物又は当該掲出物件の除却を命ずることができる。

- 3 知事は、前条の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなく確知することができないときは、当該広告物又は当該掲出物件の除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期間を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示するものとする。

(平 16 条例 49・平 17 条例 79・一部改正)

(公示の方法等)

第 15 条の 2 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日か

ら起算して14日間(同条第3項第1号に規定する広告物にあっては、2日間)、規則で定める場所に掲示することにより行うものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件を除却した日及び場所
- (3) 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

2 知事は、法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件について、前項の規定による公示の期間が満了してもなおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は当該掲出物件について権原を有する者(第15条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲載するものとする。

3 知事は、第1項各号に掲げる事項を記載した保管物件一覧簿を、規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(平16条例49・追加)

(価額の評価の方法)

第15条の3 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、規則で定めるところにより行うものとする。

(平16条例49・追加)

(売却の手続)

第15条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の売却については、規則で定めるところにより行うものとする。

(平16条例49・追加)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第15条の5 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 14日

(平16条例49・追加、平24条例31・一部改正)

(返還の手続)

第15条の6 知事は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は当該掲出物件の所有者等に返還するものとする。

(平16条例49・追加)

(報告の徴収、立入検査等)

第15条の7 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらの管理者に対し、当該広告物の表示若しくは当該掲出物件の設置に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物若しくは当該掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物若しくは当該掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平17条例79・追加)

(処分、手続等の効力の承継)

第16条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(平16条例49・一部改正)

(法律等による指定の際の救済措置)

第17条 第3条に規定する法律の規定に基づく指定があった際又は第3条若しくは第4条の規定による知事の指定があった際、当該区域若しくは区間又は物件に現に表示されている広告物の表示又は設置されている掲出物件の設置が、第3条に規定する法律の規定に基づく指定又は第3条若しくは第4条の規定による知事の指定のあった日の前日において適法になされていたもので、当該指定により違法となるものについては、当該指定の日から3年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、第3条又は第4条の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。この場合において、当該指定の日から3年以内に許可の申請があった場合に限り、その期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

(平16条例49・平17条例79・平21条例26・一部改正)

(屋外広告業の登録)

第17条の2 県内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (平 17 条例 79・全改)

(登録の申請)

第 17 条の 3 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
 - (2) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (3) 未成年者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
 - (4) 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (5) 第 17 条の 10 第 1 項の規定により選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第 17 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平 17 条例 79・追加、平 24 条例 31・一部改正)

(登録の実施等)

第 17 条の 4 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、登録簿を、規則で定めるところにより閲覧に供しなければならない。

(平 17 条例 79・追加)

(登録の拒否)

第 17 条の 5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は申請書若しくは

その添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 17 条の 14 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが第 17 条の 14 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 17 条の 14 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第 17 条の 3 第 1 項第 4 号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なくその理由を示して、申請者に通知しなければならない。

(平 17 条例 79・追加、平 24 条例 31・一部改正)

(変更の届出)

第 17 条の 6 屋外広告業者は、第 17 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から 30 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第 17 条の 3 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(平 17 条例 79・追加)

(廃業等の届出)

第 17 条の 7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日)から 30 日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

- (5) 県内において屋外広告業を廃止した場合
屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者
であった法人を代表する役員
(平 17 条例 79・追加)

(登録の抹消)

- 第 17 条の 8 知事は、前条の規定による届出が
あった場合(同条の規定による届出がなくて同
条各号のいずれかに該当する事実が判明した
場合を含む。)又は屋外広告業者の登録がその
効力を失った場合は、登録簿から当該登録を抹
消しなければならない。
(平 17 条例 79・追加)

(講習会)

- 第 17 条の 9 知事は、広告物の表示及び掲出物
件の設置に関し必要な知識を修得させること
を目的とする講習会(以下「講習会」という。)を
開催しなければならない。
2 講習会を受けようとする者は、別表第 2 に定
める受講料を、講習会の受講を申し込む際に、
納付しなければならない。
3 既納の受講料は、還付しない。
4 前 3 項に定めるもののほか、講習会の受講の
一部免除その他講習会に関し必要な事項は、規
則で定める。
(昭 49 条例 55・追加、平 16 条例 49・一部改正、
平 17 条例 79・旧第 17 条の 3 線下)

(業務主任者)

- 第 17 条の 10 屋外広告業者は、県内において営
業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちか
ら業務主任者を選任し、次項に規定する業務を
行わせなければならない。
(1) 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件
の設置に関し必要な知識について行う試験に
合格した者
(2) 前条第 1 項の規定による講習会の課程を修
了した者
(3) 他の都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法
律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若
しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の行
う講習会の課程を修了した者
(4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)
第 15 条の 6 第 1 項及び第 24 条第 3 項の職業
訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同
法第 28 条第 1 項の職業訓練指導員の免許で広
告美術科に係るものを受けた者又は同法第 44
条第 1 項の技能検定で広告美術仕上げに係る
ものに合格した者
2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関す
ることを行うものとする。
(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件
の設置に関する法令の規定の遵守に関するこ
と。
(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する

- 工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲
出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
(3) 第 17 条の 12 に規定する帳簿のうち、規則
で定める事項の記載に関すること。
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な
実施の確保に関すること。
(平 17 条例 79・追加)

(標識の掲示)

- 第 17 条の 11 屋外広告業者は、その営業所ごと
に、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識
を掲示しなければならない。
(平 17 条例 79・追加)

(帳簿の備付け等)

- 第 17 条の 12 屋外広告業者は、規則で定めると
ころにより、その営業所ごとに帳簿を備え、そ
の営業に関する事項で規則で定めるものを記
載し、これを保存しなければならない。
(平 17 条例 79・追加)

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

- 第 17 条の 13 知事は、屋外広告業者に対し、良
好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又
は公衆に対する危害を防止するために必要な
指導、助言及び勧告を行うことができる。
(昭 49 条例 55・追加、平 16 条例 49・一部改正、
平 17 条例 79・旧第 17 条の 5 線下・一部改正)

(登録の取消し等)

- 第 17 条の 14 知事は、屋外広告業者が次の各号
のいずれかに該当する場合は、その登録を取り
消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の
全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(1) 不正の手段により第 17 条の 2 第 1 項又は第
3 項の登録を受けたとき。
(2) 第 17 条の 5 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第
7 号までのいずれかに該当することとなった
とき。
(3) 第 17 条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、
又は虚偽の届出をしたとき。
(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共
団体の条例又はこれらに基づく処分に違反し
たとき。
2 第 17 条の 5 第 2 項の規定は、前項の規定に
よる処分をした場合に準用する。
(平 17 条例 79・追加)

(監督処分簿の備付け等)

- 第 17 条の 15 知事は、前条第 1 項の規定による
処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、
当該処分の年月日及び内容その他規則で定め
る事項を登載しなければならない。
2 知事は、屋外広告業者監督処分簿を、規則で
定めるところにより閲覧に供しなければならない

ない。

(平 17 条例 79・追加)

(報告の徴収、立入検査等)

第 17 条の 16 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平 17 条例 79・追加)

(公表)

第 17 条の 17 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨(第 1 号に該当する場合にあっては、勧告の内容を含む。)を公表することができる。

(1) 第 14 条の 2 の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

(2) 第 17 条の 14 第 1 項の規定により登録を取り消し、又は営業の停止を命じたとき。

2 知事は、前項の規定による公表(同項第 1 号に該当する場合に限る。)をしようとする場合は、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(平 17 条例 79・追加)

(意見の聴取)

第 18 条 知事は、第 5 条の 2 第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)又は第 6 条の 2 第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第 3 条又は第 4 条の規定による知事の指定又は当該指定の変更若しくは解除

(2) 第 5 条第 1 項又は第 6 条第 5 項の規定による許可の基準

2 審議会は、知事の諮問に応じて広告物及び掲出物件に関する重要な事項を調査審議するとともに、必要があると認めるときは、広告物及び掲出物件に関する事項について、知事に建議することができる。

(平 16 条例 49・平 21 条例 26・平 21 条例 26・一部改正)

第 19 条及び第 20 条 削除

(平 21 条例 26)

(公示)

第 21 条 知事は、第 3 条又は第 4 条の規定による指定をし、又はその指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を公示しなければならない。

(平 21 条例 26・一部改正)

(景観行政団体である市町が処理する事務の範囲)

第 22 条 佐賀市の区域における法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、佐賀市が処理することとする。

(平 19 条例 20・全改)

(事務処理の特例)

第 22 条の 2 武雄市の区域におけるこの条例の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条の 3、第 12 条、第 13 条、第 14 条第 3 項、第 14 条の 2、第 15 条並びに第 15 条の 2 第 2 項	知事	武雄市長
第 15 条の 2 第 2 項	佐賀県公報に掲載する	武雄市役所の掲示板に掲示する
第 15 条の 2 第 3 項、第 15 条の 6、第 15 条の 7 第 1 項、第 17 条の 17(第 1 項第 1 号に掲げる場合に限る。)並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項第 3 号	知事	武雄市長

(平 19 条例 65・追加、平 21 条例 26・一部改正)

(罰則)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 17 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第 17 条の 2 第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者

(3) 第 17 条の 14 第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

2 第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく知事の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円

以下の罰金に処する。

- (1) 第 3 条から第 5 条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
 - (2) 第 8 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件の改造その他の変更をした者
 - (3) 第 12 条の規定に基づく知事の命令に違反した者
 - (4) 第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
 - (5) 第 17 条の 6 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (6) 第 17 条の 10 第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 15 条の 7 第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第 17 条の 16 第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(昭 49 条例 55・平 4 条例 1・平 16 条例 49・一部改正、平 17 条例 13・旧第 22 条繰下、平 17 条例 79・一部改正)

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平 17 条例 79・追加)

(過料)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 17 条の 7 の規定による届出を怠った者
- (2) 第 17 条の 11 の規定による標識を掲示しなかった者
- (3) 第 17 条の 12 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(平 17 条例 79・追加)

(適用上の注意)

第 26 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(昭 49 条例 55・追加、平 17 条例 13・旧第 23 条繰下、平 17 条例 79・旧第 24 条繰下)

(補則)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭 49 条例 55・旧第 23 条繰下、平 17 条例 13・旧第 24 条繰下、平 17 条例 79・旧第 25 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 39 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条から第 20 条までの規定は、昭和 39 年 10 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に表示されている広告物の表示又は設置されている広告物を掲出する物件の設置で、この条例の規定により禁止され、又は許可を要することとなったもの(第 3 条に規定する法律の規定に基づく指定及び第 3 条から第 5 条までの規定による知事の指定により禁止され、又は許可を要することとなったものを除く。)については、昭和 39 年 12 月 1 日から 1 年間(以下「猶予期間」という。)は、第 3 条から第 5 条までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置することができる。この場合において、許可を要することとなったものについては、猶予期間内に許可の申請があった場合に限り、猶予期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該広告物を掲出する物件を設置することができる。
- 3 第 14 条第 1 項の規定は、前項前段に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について猶予期間が経過した場合及び前項後段に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について不許可の処分があった場合に、それぞれ準用する。

附 則(昭和 49 年条例第 55 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の次に 4 条を加える改正規定(第 17 条の 2 及び第 17 条の 4 に係る部分に限る。)及び第 22 条第 2 項に 3 号を加える改正規定は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 50 年 5 月 1 日において現に屋外広告業を営んでいる者は、同日から起算して 1 月間は、この条例による改正後の佐賀県屋外広告物条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出をしないで、引き続き屋外広告業を営むことができる。

附 則(昭和 51 年条例第 11 号)抄

- 1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この条例による改正後の条例(佐賀県木材業

者及び製材業者登録条例を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請又は依頼に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請又は依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年条例第 12 号)

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の佐賀県建設材料試験手数料条例及び佐賀県屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた依頼又は申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた依頼又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年条例第 1 号)

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 21 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
(佐賀県屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第 3 条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例別表第 1 の規定は、施行日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、施行日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年条例第 32 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年条例第 55 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 49 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。
ただし、第 3 条第 1 号の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 16 年規則第 67 号で平成 16 年 12 月 17 日から施行)

附 則(平成 17 年条例第 13 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行す

る。

(経過措置)

- 5 第 3 条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第 22 条の規定により佐賀市長が管理し、及び執行することとなる事務のうち、施行日前に知事がした処分等で、この条例の施行の際現に効力を有するもの又は施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における改正後の条例の規定の適用については、佐賀市長がした処分等又は佐賀市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年条例第 79 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定、第 8 条の次に 2 条を加える改正規定(第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 第 2 項に係る部分に限る。)、第 13 条の改正規定及び第 15 条の 6 の次に 1 条を加える改正規定(管理者に係る部分に限る。)は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第 8 条の 2 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に新条例第 5 条第 1 項又は第 8 条第 2 項の規定による知事の許可を受ける者から適用する。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の翌日から平成 18 年 9 月 30 日までの間に新条例第 17 条の 2 第 1 項の規定により屋外広告業の登録を受けた者に係る当該登録の有効期間は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の佐賀県屋外広告物条例第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出をして県内において屋外広告業を営んでいる者については、施行日から平成 18 年 9 月 30 日までの間(この期間内に新条例第 17 条の 5 第 1 項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例第 17 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き県内において屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合に限り、この期間を経過してもその申請についての処分があるまでの間は同様とする。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年条例第 20 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 20 年規則第 8 号で平成 20 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 19 年条例第 65 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第 22 条の 2 の規定により武雄市長が管理し、及び執行することとなる事務のうち、施行日前に知事がした処分等で、この条例の施行の際現に効力を有するもの又は施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における改正後の条例の規定の適用については、武雄市長がした処分等又は武雄市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成 21 年条例第 26 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 3 条及び次項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 2 条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条第 1 項又は第 6 条第 5 項の規定による許可の基準については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴くことができる。

(既存広告物又は掲出物件に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第 5 条第 1 項の規定により新たに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を要することとされた区域に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件(次項に規定するものを除く。)については、施行日から 3 年間(この条例による改正前の佐賀県屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、改正後の条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。その者がその期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。
- 4 施行日前に改正前の条例第 6 条の規定が適用されていた広告物又は掲出物件であつて、施行日以後に改正後の条例第 6 条の規定が適用されないものについては、施行日から 3 年間は、改正後の条例第 3 条から第 5 条の 2 までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。その者がその期間内に改正後の条例第 5 条第 1 項又は第 6 条第 5 項の規定による許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請

について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年条例第 31 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 55 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県屋外広告物条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年条例第 58 号)

この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 10 条関係)

(昭 49 条例 55・旧別表・一部改正、昭 51 条例 11・昭 62 条例 12・平 10 条例 21・平 21 条例 26・一部改正)

種類	区分	単位	金額 (円)
1 はり紙及びこれに類するもの		1 枚	5
2 立看板又は広告旗		1 個	210
3 広告幕及びこれに類するもの		1 枚	470
4 気球広告		1 個	1,210
5 電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用するもの		1 枚、1 個又は 1 件	240
6 はり札	0.5 平方メートル未満	1 枚、1 個、1 件又は 1 基	140
7 前各号に掲げる以外の広告物	0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満		230
8 広告板、広告塔その他の広告物を表示するために設置される物件	1.0 平方メートル以上 2.0 平方メートル未満		450
	2.0 平方メートル以上 5.0 平方メートル未満		870
	5.0 平方メートル以上 10.0 平方メートル未満		1,700
	10.0 平方メートル以上 20.0 平方メートル未満		3,200
	20.0 平方メートル以上 30.0 平方メートル未満		5,500
	30.0 平方メートル以上 40.0 平方メートル未満		7,600
	40.0 平方メートル以上 50.0 平方メートル未満		9,800
	50.0 平方メートル以上については、50.0 平方メートルを 9,800 円とし、50.0 平方メートルに 1 平方メートルを増すごとに		340

(注)

- 1 照明を伴う広告物についての手数料の額は、第 7 号に定める額に 10 割を加算する。
- 2 許可期間が 1 年を超える場合は、1 年(1 年未満の場合は、1 年とする。)につき、この表に定める額に 5 割を加算する。

別表第 2(第 10 条、第 17 条の 9 関係)

(平 17 条例 79・全改)

種類	金額
屋外広告業登録手数料	新規・更新とも 1 万円
屋外広告物講習会受講料	1 人につき 2,000 円 ただし、規則で定めるところにより、講習会の受講の一部免除を受けた者については、1,500 円とする。

(4)「22世紀に残す佐賀県遺産」制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県美しい景観づくり条例(平成20年佐賀県条例第24号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、県民の郷土に対する誇りや愛着を育み、活力ある佐賀県の創造のため、美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物を、これにまつわる物語とともに22世紀に残すべき価値を有する佐賀県遺産として認定し、その保存、活用の推進に関して、必要な事項を定めるものとする。

(佐賀県遺産)

第2条 佐賀県遺産として認定できるものは、佐賀県内に存在する地区又は建造物で、次に該当するものとする。

(1)自然と人間がつくりあげたものが調和し、歴史や風土など県ならではの個性と魅力を感じさせる一団の地区

(2)文化的に高い価値を有する建造物又は景観上重要な建造物

2 前項第1号の地区とは、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

(1)開発や建築など人間の経済活動から遠ざけて保全していく必要のある自然景観地区

(2)宿場町など、先人の生活や営みにより形成されている歴史景観地区

(3)棚田、クリークなど農業、林業、漁業を背景に形成されている農山漁村景観地区

(4)地域固有の産業(主に商工業)を背景に形成される産業景観地区

(5)上記の地区を眺望できる視点場(景観を見る地点、展望台等)である眺望景観地区

3 第1項第2号の建造物とは、次の各号に掲げるいずれかのものとする。ただし、これらと一体となって価値を成しているものを含む。

(1)民家、工場等の民間施設、学校等の公共施設又は神社仏閣等の建築物

(2)橋梁、トンネル、水門、水路、石垣等の土木構造物

(3)塔、煙突、櫓、柵、記念碑、塚等の工作物

4 第1項の規定は、次の各号に規定する地区及び建造物については適用しないものとする。

(1)文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により文部科学大臣が選定した重要伝統的建造物群保存地区、若しくは重要文化的景観保存地区、又は佐賀県文化財保護条例(昭和51年条例第22号)の規定に基づき佐賀県教育委員会が選定した重要伝統的建造物群保存地区。

(2)文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により文部科学大臣が指定した文化財、佐賀県文化財保護条例(昭和51年条例第22号)の規定により佐賀県教育委員会が指定した文化財、又は文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規

定より文部科学大臣が選定した重要伝統的建造物群保存地区において、当該市町が伝統的建造物群保存地区保存条例等に基づく保存計画等において伝統的建造物に決定した建築物及び工作物。

(認定の手続き)

第3条 次の各号に掲げるいずれかの者(以下「申請者」という。)は、佐賀県遺産認定申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。ただし、第1号に掲げる者のうち市町以外の者は、特殊な事由がある場合に限り提出できるものとする。

(1)第2条第1項第1号の地区の住民等の代表者又は第2号の建造物を所有する者

(2)第2条第1項の地区又は建造物が所在する市町

2 前項ただし書きにより市町以外の者が申請する場合は、当該地区又は建造物が所在する市町の選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において挙人名簿に登録されている者をいう。))の数の50分の1以上の住所及び氏名を記載した連署を必要とする。

3 知事は、第1項の認定の申請があった場合においては、条例第11条に定めた佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、第2条第1項の地区又は建造物であって、かつその保存又は活用に取り組まれていることが認められる場合は、これを佐賀県遺産として認定するものとする。

4 知事は、佐賀県遺産台帳(様式第8号)を作成し、これに必要事項を記載し管理するものとする。

(通知及び認定証等の交付)

第4条 知事は、認定の可否を決定したときは、その旨を地区においては申請者及び地区の住民等の代表者、建造物においては申請者及び所有者に通知するものとする。

2 知事は、認定した地区の住民等の代表者及び建造物の所有者に、認定証及び標識を交付するものとする。

(管理等)

第5条 佐賀県遺産の地区の住民等や佐賀県遺産の建造物の所有者は、この要綱及び条例の規定に従い、佐賀県遺産を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 佐賀県遺産の建造物の所有者は、適当な者を自己の代わりに当該佐賀県遺産の管理の責に

任すべき者(以下「管理者」という。)に選任することができる。

- 3 前項の規定により管理者を設置したときは、佐賀県遺産の建造物の所有者は、別に定めるところにより管理者異動届出書(様式第2号)を知事に届け出るものとする。管理者を変更した場合も同様とする。

(建造物の滅失又はき損等の届出)

- 第6条 佐賀県遺産の建造物の所有者又は管理者は、佐賀県遺産の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、佐賀県遺産の滅失き損等届出書(様式第3号)を、その事実を知った日から10日以内に知事に届け出るものとする。

(現状変更の届出)

- 第7条 佐賀県遺産において現状の変更を生じる場合は、現状変更等届出書(様式第4号)を、当該行為なされる日の30日前までに知事に届け出なければならない。ただし、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に及ぼす影響が軽微である場合はこの限りでない。

- (1)佐賀県遺産の地区においては、佐賀県遺産としての価値に大きな影響を及ぼすと住民の大半が判断する場合は、その地区の住民等の代表者が届け出るものとする。
- (2)佐賀県遺産の建造物においては、佐賀県遺産の修理、その現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その所有者又は管理者が届け出るものとする。
- 2 知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係わる行為等が佐賀県遺産としての保存に影響があり、又はその価値を損なう恐れがあると認められるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(認定の取消し)

- 第8条 知事は、佐賀県遺産の現状の重大な変更が行われた場合その他特殊の事由がある場合は、審議会の意見を聴き、認定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により認定の取消しを行ったときは、知事は当該認定の申請者、所有者及び管理者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた地区の住民等の代表者及び建造物の所有者は、30日以内に認定証及び標識を知事に返還するものとする。

(佐賀県遺産の名称の変更)

- 第9条 佐賀県遺産の地区の住民等の代表者及び建造物の所有者は、佐賀県遺産の名称を変更しようとする場合は、佐賀県遺産の名称変更届出書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

る。

- 2 知事は、前項の規定による届出書を受領したときは、認定証及び標識を交付するものとする。

(建造物の所有者の変更)

- 第10条 佐賀県遺産の建造物の所有者が変更したときは、新所有者は、佐賀県遺産の建造物の所有者に係る変更届出書(様式第6号)を、変更後10日以内に知事に届け出るものとする。
- 2 佐賀県遺産の建造物の所有者は、その氏名若しくは名称若しくは住所を変更したときは、佐賀県遺産の所有者に係る変更届出書(様式第6号)を、変更後10日以内に知事に届け出るものとする。

(建造物の所有者変更に伴う権利義務の継承)

- 第11条 佐賀県遺産の建造物の所有者が変更したときは、新所有者は、当該佐賀県遺産に関しこの要綱に基づく旧所有者の権利義務を継承するものとする。
- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該佐賀県遺産の引き渡しと同時にその認定証を新所有者に引き渡すものとする。

(認定証及び標識の再交付)

- 第12条 地区の住民等の代表者及び建造物の所有者は、認定証又は標識を亡失し、盗難し、又は破損した場合、認定証及び標識再交付申請書(様式第7号)を、その事実を知った日から10日以内に知事に提出し、再交付を受けるものとする。

(国、県又は市町その他機関が行う行為との調整)

- 第13条 国、県又は市町その他の機関は、自らが行う行為が原因で佐賀県遺産の現状の変更、又はその保存に影響を及ぼす場合は、あらかじめ知事と協議を行うものとする。

(県の支援)

- 第14条 佐賀県遺産の認定を受けた地区及び建造物については、県からその保存及び活用を推進するために必要な支援を受けることができる。

(雑則)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年8月24日から施行し、平成17年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成18年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成20年度事業から適用する。

(5) 佐賀県公共事業景観形成指針

1 目的

佐賀県は、趣の異なる二つの海、中央のなだらかな山々、肥沃な平野等豊かな自然や地形に恵まれ、先人たちは、日々の暮らしの営みの中で、また大陸との交流により、多様で個性的なまちなみなどを創造して後世に引き継いできた。この美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、本県では、広域の景観行政をつかさどる主体として「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成20年3月)(以下「条例」という。)を制定し、これを基本理念として、永続的に景観づくりを推進している。

公共事業はその規模や公共性から、地域の景観に与える影響も大きく、県土の景観形成の先導的な役割を果たすため、事業実施にあたり良好な景観

この指針は、条例第9条第1項の規定に基づき、公共事業における景観形成のための基本的な考え方を定めるものであり、本県の良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

2 適用範囲

(1)対象事業

この指針は、県が実施する公共事業について適用する。

なお、景観形成のための内容や水準については、地域の実情や施設に求められる役割、その他の景観形成に及ぼす影響を勘案し適用する。

(2)適用除外

災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺の景観に与える影響がないか、きわめて小さい場合及び維持補修業務などの小規模な事業は、本指針の適用を除外することができる。

なお、このような除外事業であってもできる限り景観に配慮することが望ましい。

(3)他事業者への助言又は要請

県は、国や市町等が実施する公共事業について、本指針に配慮するよう助言又は要請する。

3 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢

(1)地域特性を踏まえた上で、県民、事業者、県、市町等は良好な景観形成についての認識を共有するよう努める。

(2)事業担当者は良好な景観形成に対する知識の研さん等に努める。

4 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方

(1)景観資源を把握し生かす

事業地の自然、歴史、文化等の景観資源を把握し、それらを生かすことにより、将来にわたり県民共通の資産となる景観を創出するよう努める。

(2)先導的役割を果たす

公共事業の実施においては、安全性、機能性及び経済性等とあわせて、景観は重要な要素の一つとし、良好な景観形成のための先導的な役割を果たすよう努める。

(3)公共空間の連続性、一体性を図る

景観形成に関連する他の法令、各種計画を把握するとともに、他事業との十分な連携により公共空間が連続性、一体性を持つよう良好な景観形成に努める。

(4)住民意見を把握する

事業の早い段階から地域住民、事業者及び市町の意見を反映するための必要な措置を講じ、地域住民の意識を高めるとともに、官民協働による良好な景観の形成に努める。

(5)視点場からの見え方に配慮する

公共施設が視点場(見る場所)及び視対象(見られる対象)となる事に配慮し、眺望景観が良好となるよう努める。特に道路、河川等については、移動によって連続して変化する景観の調和に配慮する。

(6)使いやすさを考慮する

誰もが安心、安全、快適に利用できるよう、利用者の動線や目線、スケール感を考慮した施設の整備に努める。

(7)時間の経過を考慮する

時間の経過や維持管理のしやすさに配慮した整備を行うとともに、構想、計画、設計段階において定められた景観形成の意図を維持管理段階まで継承するよう努める。

5 共通指針

5-1 基本的事項

位置及び規模

1 地域のランドマークやスカイライン等を障害しないよう、視点場からの眺望に配慮する。

2 山、海、川等の自然や田園、まちなみ等の眺望を楽しむことができる場を設けるよう工夫する。

3 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、自然やまちなみの連続性を遮断しないよう努める。

4 良好な景観を形成している樹木や緑地、歴史的建造物等の景観資源を保存、活用するよう努める。

形態及び意匠

1 違和感や圧迫感のある形態、意匠は避け、機能に根ざした合理的で必然性のあるシンプルな形態を基本とし、周辺の景観と調和するよう努める。

2 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、地域にふさわしい優れた形態、意匠となるよう慎重に検討する。

素材

1 周辺の景観に調和した素材を使用するとともに、自然素材又は伝統的素材など地場産材が

使用できる場合には、積極的に活用するよう努める。

- 2 耐久性があり、維持管理が容易で経年変化により風格の増す素材の活用にも努める。

色彩

- 1 公共施設の基調となる色については、高彩度を避け、四季を通じて周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とするよう努める。
- 2 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、シミュレーション等により周辺の景観に与える影響について慎重に検討する。

5-2 要素別事項

法面

- 1 現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。
- 2 長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる法面の覆工については、緑化による修景など周辺の景観と調和するよう努める。

擁壁

- 1 長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる擁壁については、形態、意匠等の工夫や緑化による修景等により圧迫感を軽減させ、周辺の景観と調和するよう努める。

防護柵

- 1 位置、構造、形態、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

護岸

- 1 周辺の景観との調和や自然環境の保全に配慮し、場所の特性に応じて親水空間を確保するよう努める。

緑化

- 1 緑化による多様な機能を把握したうえで、生育に十分な基盤を整備し、地域の植生及び周辺の景観と調和した樹木の選定、配置を行うとともに、適切な維持管理に努める。

標識、公共広告物

- 1 設置数や設置場所の適正化を図り、できる限り整理統合に努める。
- 2 色彩、形態、規模、素材、意匠等の工夫により、秩序ある賑わいや自然美を損なわないよう配慮するほか、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

照明施設

- 1 形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。
- 2 位置、光の強さや色等の工夫により、光害が生じないように配慮し、夜間の景観が良好となるよう努める。

舗装

- 1 素材、意匠及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

占用工作物等

- 1 位置、形態、意匠、素材及び色彩の工夫によ

り、周辺の景観との調和、及び占用工作物相互の統一性が図られるよう指導に努める。

6 施設別指針

国の景観形成ガイドライン等を活用するよう努める。

(6) 佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度

県、市町、事業者、県民又はＣＳＯが連携、協働して地域の美しい景観づくりを促進していくために、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度を設けています。様々な分野のアドバイザーが登録されており、専門的な立場から指導や助言、講演等を受けることができます。

○アドバイザー一覧（令和３年３月現在）

職業	分野	氏名(敬称略)
フードコーディネーター	食育・農業	高橋 亮子
佐賀県屋外広告美術協同組合顧問	屋外広告	幸尾 孝之
フードプロデューサー	食文化・地域づくり	橋本 祐充子
株式会社アルセッド建築研究所取締役佐賀所長	建築	清水 耕一郎
神戸芸術工科大学大学院副学長	屋外広告	佐藤 優
富山大学芸術文化学部副学長	屋外広告	武山 良三
長崎大学大学院工学研究科准教授	景観デザイン・都市史・まちづくり	石橋 知也
株式会社 Style&Deco 代表取締役	不動産・リノベーション	谷島 香奈子
一般社団法人地域力創造デザインセンター代表理事 ／九州大学持続可能なための決断科学センター特任 准教授	景観・まちづくりデザイン	高尾 忠志
早稲田大学理工学術院創造理工学研究科建築学科講師	景観・まちづくりデザイン	山村 健
株式会社アルセッド建築研究所代表取締役	まちづくり、建築設計	三井所 清典
武蔵野美術大学教授／有限会社クリマ代表取締役	色彩計画	吉田 慎悟
熊本大学大学院自然科学研究科特任教授	景観デザイン・土木史	小林 一郎
熊本大学くまもと水環境・減災研究教育センター准教授	景観デザイン・土木史	星野 裕司
熊本大学政策創造研究教育センター准教授	景観論・土木史・都市地域計画	田中 尚人
福岡大学工学部社会デザイン工学科教授	景観デザイン	柴田 久
熊本大学くまもと水環境・減災研究教育セン ター景観デザイン研究室学術研究員	景観デザイン	増山 晃太
九州大学工学研究院環境社会部門准教授	景観学	樋口 明彦
佐賀大学大学院工学系研究科准教授	建築学（建築計画、都市・農村計画）	後藤 隆太郎
久留米工業大学 建築・設備工学科教授	都市計画、歴史的景観保全、まちづくり	大森 洋子
株式会社 STEP 代表取締役／東京大学生産技術 研究所リサーチフェロー	ランドスケープデザイン	徳永 哲
トレイルボックス代表	地域づくり	仲間 浩一
株式会社ワークヴィジョンズ代表取締役	建築・土木・景観・都市計画・まちづくり	西村 浩
佐賀大学大学院工学系研究科准教授	建築デザイン・建築設計	平瀬 有人
東京工業大学環境・社会理工学院准教授	景観デザイン・土木史・都市計画史	真田 純子
一般社団法人神奈川県広告美術協会会長	屋外広告	末廣 芳和
株式会社オープン・エー代表取締役	建築設計・リノベーション	馬場 正尊
株式会社 Takebayashi Landscape Architects 代表取締役	景観デザイン	竹林 知樹

佐賀県美しい景観づくり基本計画

策 定 平成 19 年 3 月
改 訂 平成 21 年 3 月、平成 25 年 3 月、令和 3 年 3 月
編集・発行 佐賀県県土整備部まちづくり課
佐賀城内 1 丁目 1 番 59 号
TEL : 0952-25-7326 FAX : 0952-25-7314
e-mail : machizukuri@pref.saga.lg.jp
写 真 提 供 (社) 佐賀県観光連盟 鹿島市